

第4次 静岡市

# 男女共同参画 行動計画

ジェンダー平等に基づき、すべての市民が  
安心して自分らしく暮らせる<sup>まち</sup>静岡





# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって ..... 3

- 1 計画策定の経緯
- 2 計画策定の背景
  - (1) 社会経済情勢と静岡市の状況
  - (2) 男女共同参画をめぐる直近の国際社会及び国・県の動向
  - (3) 第3次静岡市男女共同参画行動計画等の評価と今後の課題

## 第2章 第4次静岡市男女共同参画行動計画の基本的な考え方（方針） ..... 12

- 1 計画の基本理念
- 2 計画において目指す姿
- 3 基本目標
- 4 重点目標
- 5 計画期間
- 6 計画の位置付け

## 第3章 施策の内容（基本目標、主な取組） ..... 15

- 1 施策の体系
- 2 計画の体系図
- 3 基本目標及び主な取組
  - 基本目標1 ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進
  - 基本目標2 ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実
  - 基本目標3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
  - 基本目標4 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障
  - 基本目標5 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
  - 基本目標6 地域における男女共同参画の実現
  - 基本目標7 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現
  - 基本目標8 労働の場における男女共同参画の実現
  - 基本目標9 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

## 第4章 計画の推進 ..... 50

- 1 計画を推進する体制の整備
- 2 市民参画による推進体制と拠点の充実
- 3 計画の進捗状況の点検及び情報公開
- 4 計画の見直し
- 5 計画の指標一覧

## 第5章 参考資料 ..... 55

審議経過

静岡市男女共同参画審議会委員名簿

用語の解説

関係法令

- ・ 静岡市男女共同参画推進条例
- ・ 静岡市女性会館条例
- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

男女共同参画関連年表

用語の解説について

本編中、※が付いている言葉については、57ページ以降の「用語の解説」で説明しています。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の経緯

静岡市は、第3次静岡市男女共同参画行動計画（平成27年3月策定）に加え、静岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（静岡市DV防止基本計画）（平成26年3月策定）（以下、「静岡市DV防止基本計画」という。）、及び静岡市女性活躍推進計画（平成29年3月策定）を策定し、これらのもとで様々な施策をとることを通じて男女共同参画を推進してきました。

これらの計画の期間がいずれも令和4年度（2022年度）末で満了となることから、社会情勢の変化等を踏まえた上で、「第2次静岡市DV防止基本計画」及び「第2次静岡市女性活躍推進計画」を包含する形で、「第4次静岡市男女共同参画行動計画」を策定し、より一層の男女共同参画施策の推進を図ることとしました。

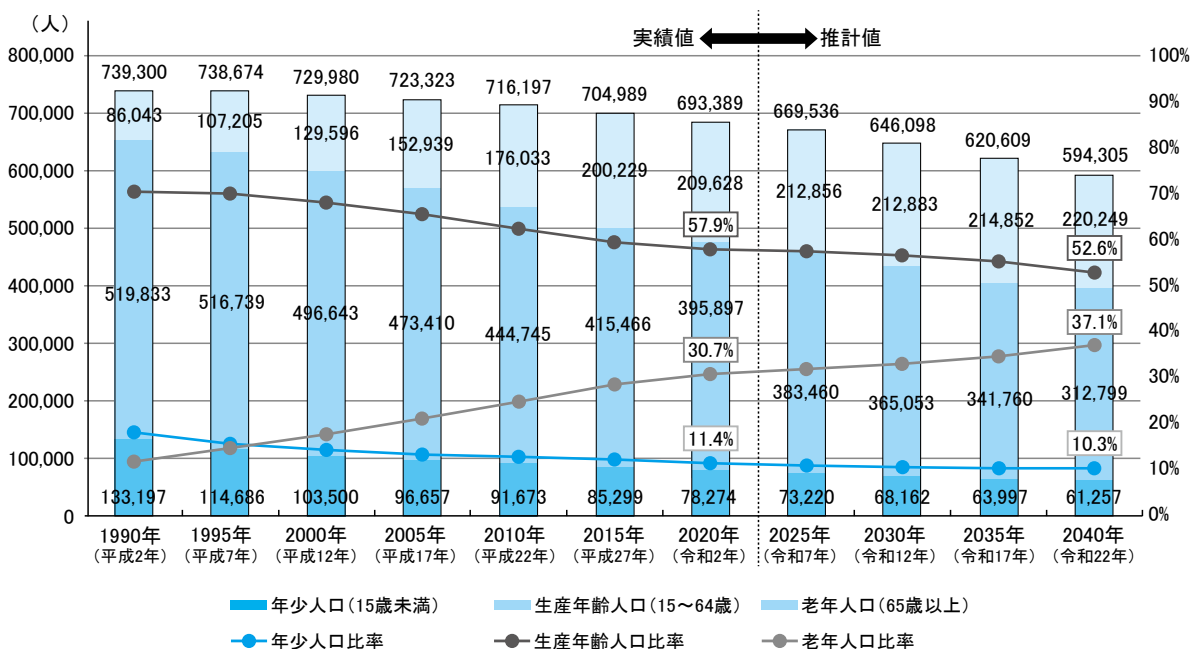
## 2 計画策定の背景

### （1）社会経済情勢と静岡市の状況

#### 少子高齢化の進展や人口減少社会の到来

本市の人口は減少傾向にあります。2020年（令和2年）は約693,000人でしたが、10年後の2030年（令和12年）には約646,000人に、20年後の2040年（令和22年）には約594,000人に減少する見込みです。

年齢区分別の人口推移をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、全体に占める老年人口（65歳以上）の割合が増加し、今後ますます少子高齢化が進展することが予想されています。また、未婚・離婚の増加等による単独世帯やひとり親家庭の増加もみられます。そのため、高齢者層やひとり親家庭等への支援策の充実が、一層重要となります。



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

図1-1 静岡市の年齢区分別人口の推移と将来推計人口

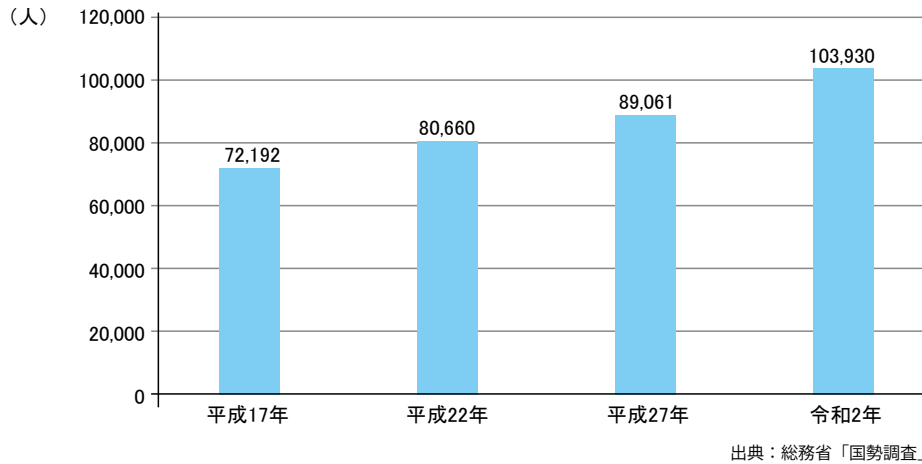


図1-2 単独世帯の推移（静岡市）

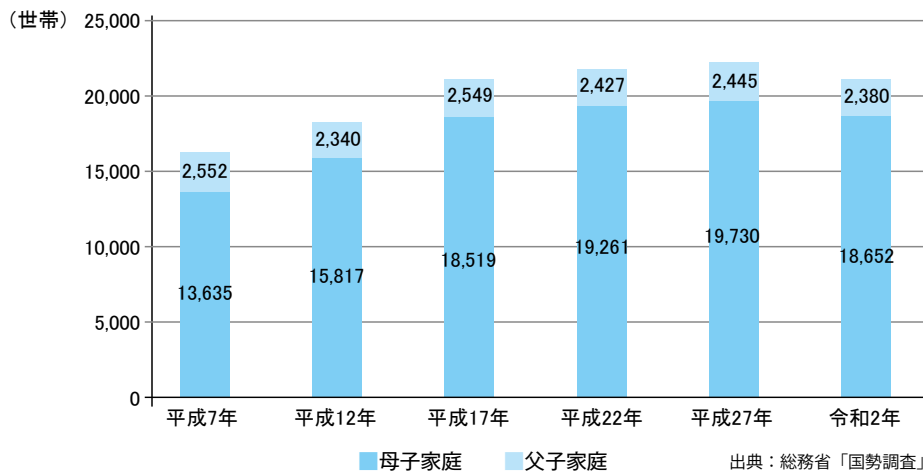


図1-3 ひとり親家庭数の推移（静岡県）

### DV被害の状況

市女性会館に寄せられるDV相談の件数は、ここ数年増加しています。新型コロナウイルス感染症の影響がその増加に関係していると考えられます。

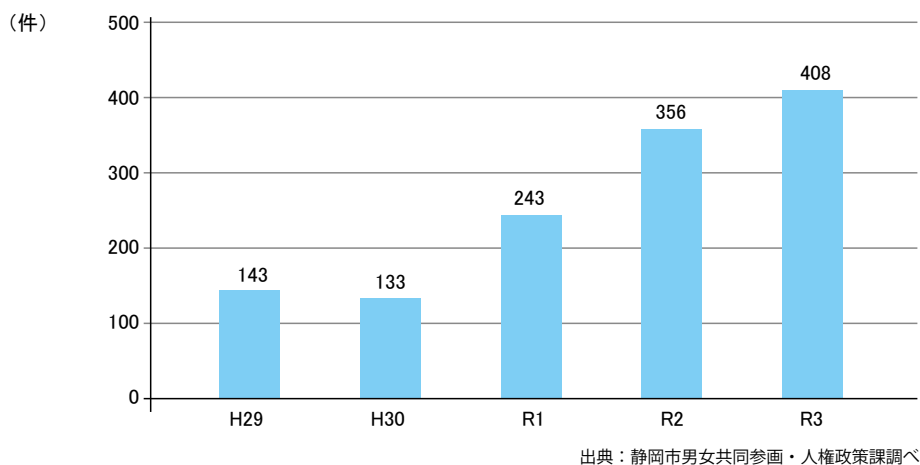
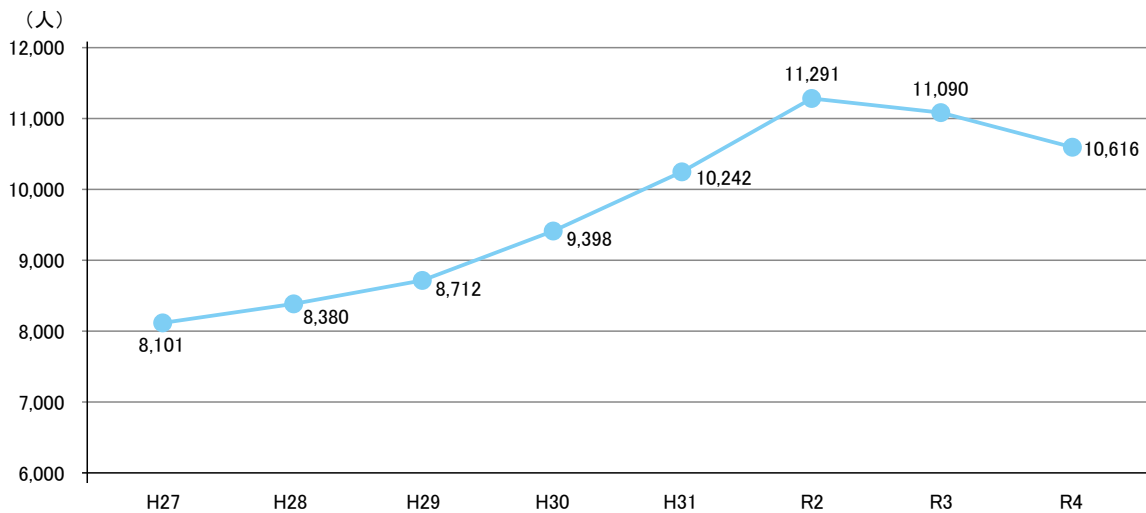


図1-4 静岡市女性会館に寄せられるDV相談件数

## 国際化の進展

静岡市には、中国・ベトナム・フィリピンをはじめとした多くの外国人住民が居住しています。新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度以降減少傾向にあるものの、近年10,000人前後で推移しています。

文化や言葉の違いから、生活上様々な困難を抱えるケースもあり、それぞれの困難に寄り添った支援が求められます。



出典：静岡市国際交流課調べ

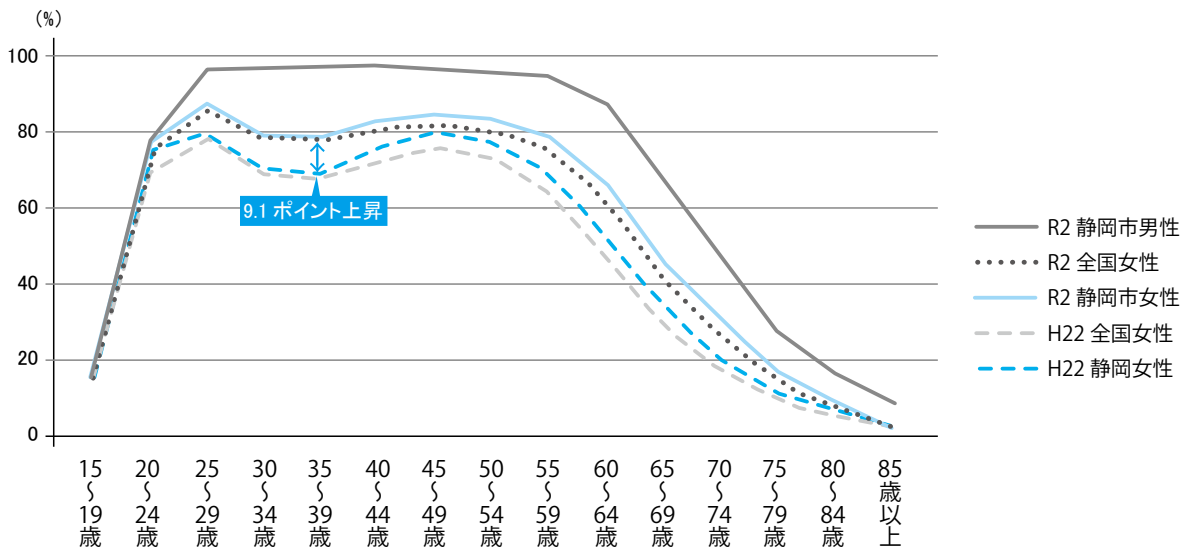
図1-5 外国人住民数の推移（静岡市）

仕事と子育ての両立支援

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」※を描いています。

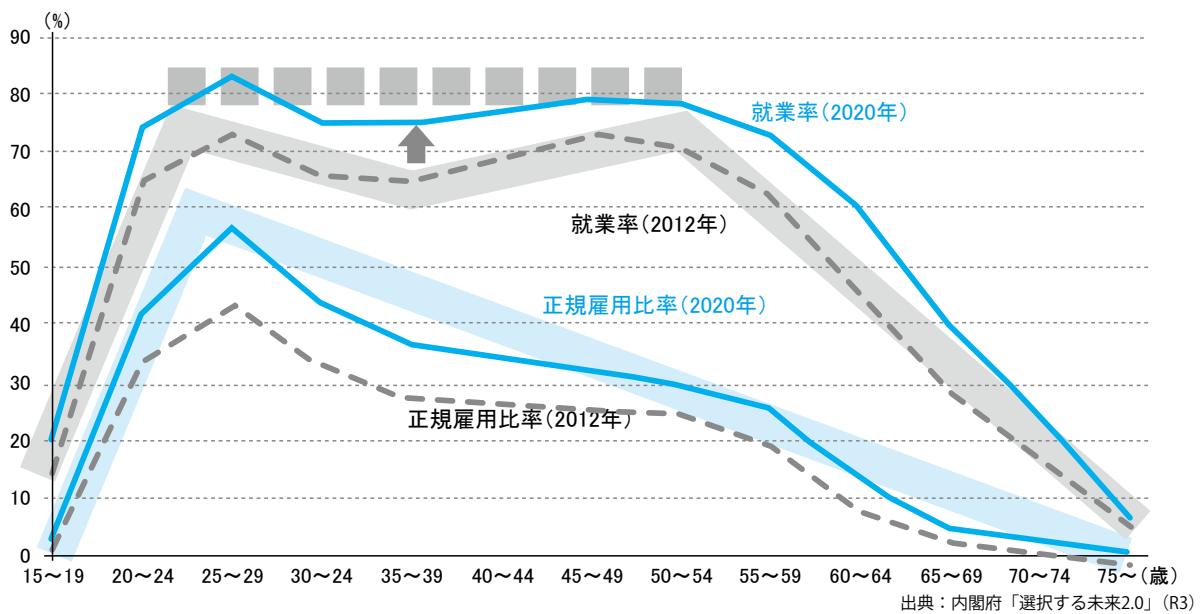
静岡市は、全国と比較すると、15～19歳及び30～34歳を除く全ての年齢階級において、女性の労働力率が高い状況になっています。

令和2年のM字カーブの底（35～39歳）は、平成22年と比較し、9.1ポイント上昇しており、働き続ける女性が増えているといえます。しかし、その内訳をみると、結婚・出産を機に離職した後の再就職先はほぼ非正規雇用であるという実態があります。国では、女性の正規雇用労働者比率が20代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」※という新たな課題が提起されています。



出典：総務省「国勢調査」

図1-6 年齢階級別労働力率（静岡市・全国）



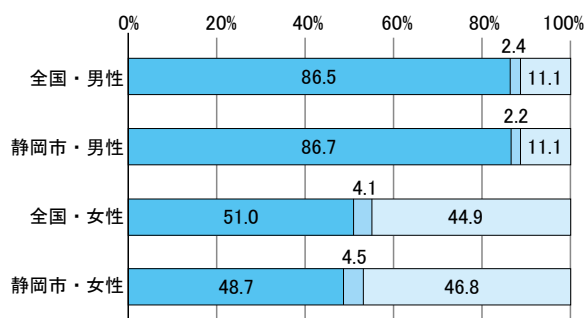
出典：内閣府「選択する未来2.0」(R3)

図1-7 女性の就業率と正規雇用比率（M字カーブとL字カーブ）（全国）



## 雇用情勢の変容と貧困・格差の拡大

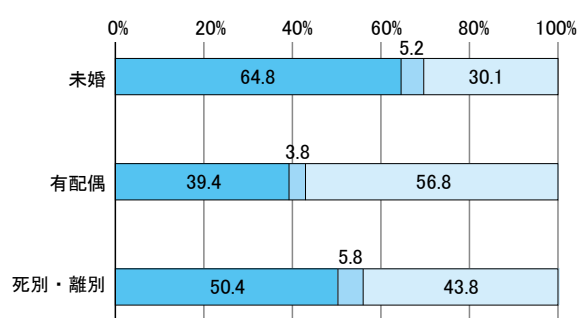
2011年をピークに低下傾向がみられていた完全失業率は、新型コロナウイルス感染症の影響によりその低下の速度が鈍化しています。特に女性は、半数以上が非正規雇用という状況にあり、長期的な視点で見ると、貧困などの生活上の困難に直面する人の増加が懸念されます。



■ 正規の職員・従業員  
■ 労働者派遣事業所の派遣社員  
■ パート・アルバイト・その他

出典：総務省「国勢調査」(R2)

図1-8 15～64歳の従業者の正規・非正規雇用者の割合



■ 正規の職員・従業員  
■ 労働者派遣事業所の派遣社員  
■ パート・アルバイト・その他

出典：総務省「国勢調査」(R2)

図1-9 静岡市の15～64歳の正規・非正規雇用者の割合（女性・配偶者別）

## (2) 男女共同参画をめぐる直近の国際社会及び国・県の動向

## ア 国際社会の動向

国際社会では、平成7年の第4回世界女性会議において「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、男女共同参画・女性活躍の国際的な基準となってきました。その後5年毎に、世界全体でジェンダー平等※の進捗と課題を振り返る取組が行われています。

平成27年には国連において2030年までの国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）※」が採択され、持続可能性に関する世界の諸問題について17のゴールが示されました。「ジェンダー平等」はこの目標5として掲げられています。SDGsにおいて、「ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメント※」は、「すべてのターゲットの進展にきわめて重要な貢献をするものである」と評価されています。ジェンダー平等はSDGsの実現に不可欠の前提といえます。

また、日本は、世界経済フォーラムが発表している世界各国のジェンダー平等の程度を指数にした「ジェンダー・ギャップ指数※」は146か国中116位（2022年）と、先進国の中で最下位です。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスですが、「政治」と「経済」の値が低い状況です。

## イ 国・県の動向

国においては、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が、また、静岡県においては、令和3年2月に「第3次静岡県男女共同参画基本計画」が策定されました。

国の第5次男女共同参画基本計画は、以下のような社会情勢の現状及び課題を踏まえた内容となっています。

- 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- デジタル化社会への対応（Society 5.0）
- 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- 頻発する大規模災害
- SDGsの達成に向けた世界的な潮流

そのほか、令和元年6月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）等の一部を改正する法律」が公布され、令和4年4月から従業員101人以上の事業所に女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられたほか、「労働政策総合推進法」に基づく職場のパワーハラスメント対策が義務付けられました（大企業は令和2年6月から義務付け）。さらに、「育児・介護休業法」の改正により、令和4年4月から雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化と有期雇用労働者の育児介護休業取得要件が緩和され、令和4年10月からは産後パパ育児制度が導入されています。

DV防止に関連して、「配偶者暴力防止法」の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年4月に施行されました。これにより、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対象の強化を図るため、児童虐待と密接な関係があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として、児童相談所が法文上明確化されることとなりました。またその保護の適用対象として、被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

令和4年6月には、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」も可決されました（令和6年施行予定）。

### （3） 第3次静岡市男女共同参画行動計画等の評価と今後の課題

第3次男女共同参画行動計画では、男女共同参画の推進状況を測るため、10の基本目標に対して14の成果指標を設定して取り組んできました。14指標の数値を計画開始時と直近の数値で比較すると、「保育所待機児童数の減少」や「ひとり親家庭の非正規就業率の減少」など目標を上回る2指標を含め、着実な進展があります。行動計画に基づく183事業（令和3年度事業数）が、計画に沿って着実に進められてきた成果がうかがえます。一方で目標に至らなかった指標については、次期計画に向けて精査した上で引き続き推進していくべきと考えられます。

市DV防止基本計画では「DV相談窓口の周知度」、「夫婦間における『足でけったり、平手で打たれる』、『なぐるふりをして、おどされる』を暴力として認識する市民の割合」、「DV防止法の認知度」の3つの成果指標を設定し取り組んできました。いずれも着実な進展がみられたものの、目標値である100%には達しませんでした。目標値の達成に向け、次期計画期間中も引き続き推進していくべきと考えられます。

市女性活躍推進計画では、2の基本目標に対して6の成果指標を設定し取り組んできました。いずれもゆるやかに進展がみられたものの、十分とまでは言い難い状況にあります。目標値の達成に向けて、次期計画期間中も引き続き推進していくべきと考えられます。

なお、第3次男女共同参画行動計画において重点としていた4つの基本目標にかかる評価は、それぞれ次のとおりです。

#### ◆ 男性にとっての男女共同参画の推進

「男性の『育児休業』『介護休業』取得について賛成する男性の割合」はほぼ目標値を達しており、共働き世帯の増加といった社会情勢の変化、育児・介護休業法などの改正も相まって、周囲に育児休業等の取得者が現れるなど意識の変革が進んでいると考えられます。しかし、令和3年度の静岡県における男性の育児休暇取得率は上昇傾向にあるものの、13.7%にとどまっており、意識と取得の実態の差が大きいと言わざるを得ません。また、「週間就業時間が60時間以上の男性の割合」は、平成24年から平成29年の5年間で1.1ポイントの減少にとどまっており、14.8%となっていることから、働き方改革の遅れが、男性が育休を取得しにくい職場環境を作ってしまった可能性が考えられます。引き続き当事者に対してだけでなく、事業者に対しても男性の家事・育児・介護への参画を促す取組を継続していく必要があります。

#### ◆ 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進

「市の審議会等における女性委員の割合」や「管理的職業従事者に占める女性の割合」は、いずれも令和4年度の目標値の達成が困難な状態です。特に審議会等委員の女性の登用率はここ数年微減しています。現在実施している女性の人材リストの活用や女性委員が審議会等に増えることによる効果の周知などの取組では、女性委員の登用率の大幅な向上は望めないため、目標に達していない審議会等については、所管課に委員の登用計画書の作成を依頼する等の新たな取組を行う必要があります。また、審議会等の開催日程が性別問わず参加しやすい時間帯となっているかなどを検証していくことも大切です。

令和3年度静岡県女性の労働実態調査の事業所向けアンケートでは、「女性管理職の登用によって意思決定を行うメンバーが多様化し、より良い決定が出せるようになった」という声がありました。またその一方で、女性管理職がない理由として、「役職に必要な知識や判断力を有する女性がない」という意見もありました。他方で、同調査の従業員向けアンケートでは、「管理職になりたいか」という問いに対して、なりたいたと思わないと答えた女性は8割を超えていました。引き続き企業等の女性を管理職に登用する機運の醸成に取り組むとともに、女性社員が管理職を目指したいと思える環境づくりに資する事業の展開が必要です。

#### ◆ 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランス※の推進

しずおか女子きらっ☆プロジェクト（女性が輝くしずおかを目指し、女性の職業生活における活躍を進めるためのプロジェクト）などを通して、労働の場における女性の活躍を推進してきたものの、令和3年度静岡県女性の労働実態調査では、係長相当職がない事業所が52.7%を占めるなど、女性管理職の割合は依然として低い水準にあります。また、男女がともに職業生活と家庭・地域活動を担うことができるように、事業所におけるワーク・ライフ・バランスを推進してきたものの、指標8の「ワーク・ライフ・バランスという用語の周知度」では、「言葉と意味の両方を知っていた」人は43.0%で半数以下でした。さらに、「『職場』における男女の平等感」について、本市市民意識調査結果では、男性の方が優遇と感じる人の割合が49.0%とほぼ半数を占めました。また、同意識調査においては、家事時間の平均が、既婚男性1時間45分に対し、既婚女性5時間24分となっており、家事労働時間には依然として大きな男女差があります。

このことから、引き続き働くことを希望する全ての人が、差別的な取扱いや嫌がらせを受けることなく、その個性や能力を十分に発揮できるような環境づくりに資する事業を展開していく必要があります。

また、事業者向けの働き方改革に係るセミナー等を開催するなど、事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進にも努めていく必要があります。

◆ 男女間のあらゆる暴力の根絶

「DV相談窓口の周知度（令和3年度）」は、計画策定前（平成24年度）と比べわずか4.4ポイントしか増加していません。このことから、相談窓口の周知にさらに力を入れていく必要があります。また、「夫婦間における、『足でける』、『平手で打つ』、『なぐるふりをして、おどす』といった身体的暴力を暴力と認識する人」の割合は、それぞれ増加していますが、まだ十分とは言えず、精神的な暴力の一つである「何を言っても長時間無視し続ける」を暴力と認識する人は49.5%にとどまっていることから、今後もDVに対する啓発に力を入れていく必要があります。さらに、平成30年度の計画の中間見直しで若年層への暴力防止の取組を拡充したものの、10代・20代の若い世代では「他の異性との会話を許さない」という心のあり方に関する精神的暴力への理解度・認知度が未だに低い状況です。デートDV※防止講座などを通じ、言葉や精神的な支配も暴力になりうることを啓発していくことが必要となります。

第3次静岡市男女共同参画行動計画における成果指標の状況

	基本目標	成果指標	計画開始時 数値	直近の数値	目標値
1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	1 「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感 (男性の方が優遇と感じる人の割合)	67.7% (H26年度)	75.8% (R3年度)	60%以下
2	人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進	2 中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合	32.0% (H25年度)	33.4% (R3年度)	60%
3	男性にとっての男女共同参画の推進	3 男性の「育児休業」「介護休業」取得について賛成する男性の割合	58.9% (H26年度)	79.0% (R3年度)	80%
		4 週間就業時間が60時間以上の男性の割合	15.9% (H24年度)	14.8% (H29年度)	8%以下
4	政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進	5 市の審議会等における女性委員の割合	33.0% (H26年度)	29.5% (R4年度)	40%
		6 管理的職業従事者における女性の割合	12.9% (H22年度)	15.5% (R2年度)	30%
5	地域における男女共同参画の推進	7 自治会・町内会における女性役員の割合	10.6% (H27年度)	16.4% (R4年度)	20%
6	労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進	8 「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	44.5% (H25年度)	67.1% (R3年度)	80%
		9 「職場」における男女の平等感 (男性の方が優遇と感じる割合)	55.1% (H26年度)	49.0% (R3年度)	30%以下

	基本目標	成果指標	計画開始時 数値	直近の数値	目標値
7	男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備	10 保育所待機児童数	156人 (H26年4月)	0人 (R4年度)	0人
8	生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	11 ひとり親家庭の親の非正規就業率	母子家庭 58.8% 父子家庭 23.8% (H25年度)	母子家庭 52.2% 父子家庭 22.7% (H30年度)	減少
9	男女間のあらゆる暴力の根絶	12 DV相談窓口の周知度 (市役所・各区役所の相談窓口)	52.3% (H24年度)	56.7% (R3年度)	100%
		13 夫婦間における「①足でけったり、 ②平手で打たれる」、「③なぐるふりをして、おどされる」を暴力として認識する市民の割合	①78.2% ②74.0% ③59.0% (H27年度)	①87.2% ②76.9% ③65.6% (R3年度)	100%
10	生涯を通じた男女の健康支援	14 子宮頸がん検診の受診率 (69歳以下)	44.7% (H25年度)	52.9% (R3年度)	50%

静岡市DV防止基本計画における成果指標の状況

	成果指標	計画開始時 数値	直近の数値	目標値
1	DV相談窓口の周知度 (市役所・各区役所の相談窓口)	52.3% (H24年度)	56.7% (R3年度)	100%
2	夫婦間における「①足でけったり、②平手で打たれる」、「③なぐるふりをして、おどされる」を暴力として認識する市民の割合	①78.2% ②74.0% ③59.0% (H27年度)	①87.2% ②76.9% ③65.6% (R3年度)	100%
3	DV防止法の認知度	73.6% (H24年度)	90.0% (R3年度)	100%

静岡市女性活躍推進計画における成果指標の状況

	基本目標	成果指標	計画開始時 数値	直近の数値	目標値
1	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置	1 25～44歳女性の有業率	69.4% (H24年度)	77.3% (H29年度)	80%
		2 15～64歳女性で働くことを希望しながら仕事についていない人の割合	17.7% (H24年度)	15.7% (H29年度)	10%
		3 管理的職業従事者に占める女性の割合	12.9% (H22年度)	15.5% (R2年度)	30%
2	職業生活と家庭生活の両立のための環境整備	4 男性の「育児休業」「介護休業」取得について賛成する男性の割合	58.9% (H26年度)	79.0% (R3年度)	80%
		5 週間就業時間が60時間以上の男性の割合	15.9% (H24年度)	14.8% (H29年度)	8%以下
		6 「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度	44.5% (H25年度)	67.1% (R3年度)	80%

## 第2章 第4次静岡市男女共同参画行動計画の基本的な考え方（方針）

第4次静岡市男女共同参画行動計画では、第3次の計画に引き続いて、静岡市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）の基本理念6項目を計画の基本理念とした上で、第1次から第3次の計画の成果を踏まえ、計画全体の見直しを図ります。

そして、原点である「一人ひとりが個性と能力を發揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会」を着実に実現していくため、9個の基本目標を掲げ、計画期間終了時の目指すべき姿を描き、取り組みます。

なお、第3次静岡市男女共同参画行動計画、静岡市DV防止基本計画、静岡市女性活躍推進計画は関連性が高いことから、それぞれの計画の趣旨を引き継いだ上で、一体として推進していくこととします。

### 1 計画の基本理念

静岡市は、本市における男女共同参画社会づくりの基本理念を、条例第3条から第8条に定めています。

〈基本理念〉

一人ひとりが個性と能力を發揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会

- (1) 男女の人権の尊重（第3条）
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- (3) 政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保（第5条）
- (4) 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立（第6条）
- (5) 世界的視野の下での男女共同参画（第7条）
- (6) 男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮（第8条）

### 2 計画において目指す姿

ジェンダー平等に基づき、すべての市民が安心して自分らしく暮らせる<sup>まち</sup>静岡

ジェンダー平等の考え方が市民に広く理解されることで、各々が多様な考え方や生き方を選択しやすくなり、自分らしく暮らしやすい社会につながります。

なお、この計画では、SDGsのゴール5「ジェンダー平等の達成と全ての女性及び女兒のエンパワメント」の考え方に加えて、性の多様性について意識したうえで「誰一人取り残さない」ことを前提として推進するものとします。

### 3 基本目標

第4次男女共同参画行動計画においては、次の9個の目標を基本目標とします。

- (1) ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進
- (2) ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実

- (3) ジェンダー※に基づくあらゆる暴力の根絶
- (4) 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障
- (5) 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- (6) 地域における男女共同参画の実現
- (7) 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現
- (8) 労働の場における男女共同参画の実現
- (9) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

これらの基本目標は、大きく3つの分野に分けられます。

分 野	基本目標
社会制度・慣行の見直し	(1) ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進 (2) ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実
安全安心な暮らしの実現	(3) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 (4) 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障 (5) 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 (6) 地域における男女共同参画の実現
ジェンダー・ギャップの解消	(7) 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現 (8) 労働の場における男女共同参画の実現 (9) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

## 4 重点目標

第4次男女共同参画行動計画では、先述の3つの分野のそれぞれ以下の点について、現計画の評価や社会情勢の変化により特に積極的に進めていく必要があります。

分 野	特に積極的に推進する必要がある事項
社会制度・慣行の見直し	幼少期からのジェンダー平等及び人権教育の重視
安全安心な暮らしの実現	DV 被害者等支援に関する関係機関の連携強化 防災における男女共同参画の推進
ジェンダー・ギャップの解消	ワーク・ライフ・バランスの推進 男性の家事・子育て・介護への参画促進

このことから、第4次静岡市男女共同参画行動計画における基本目標のうち、以下の4つの目標について重点的に推進していきます。

### 【重点的に推進】

- ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実（基本目標2）
- ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶（基本目標3）
- 地域における男女共同参画の実現（基本目標6）
- 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現（基本目標7）

## 5 計画期間

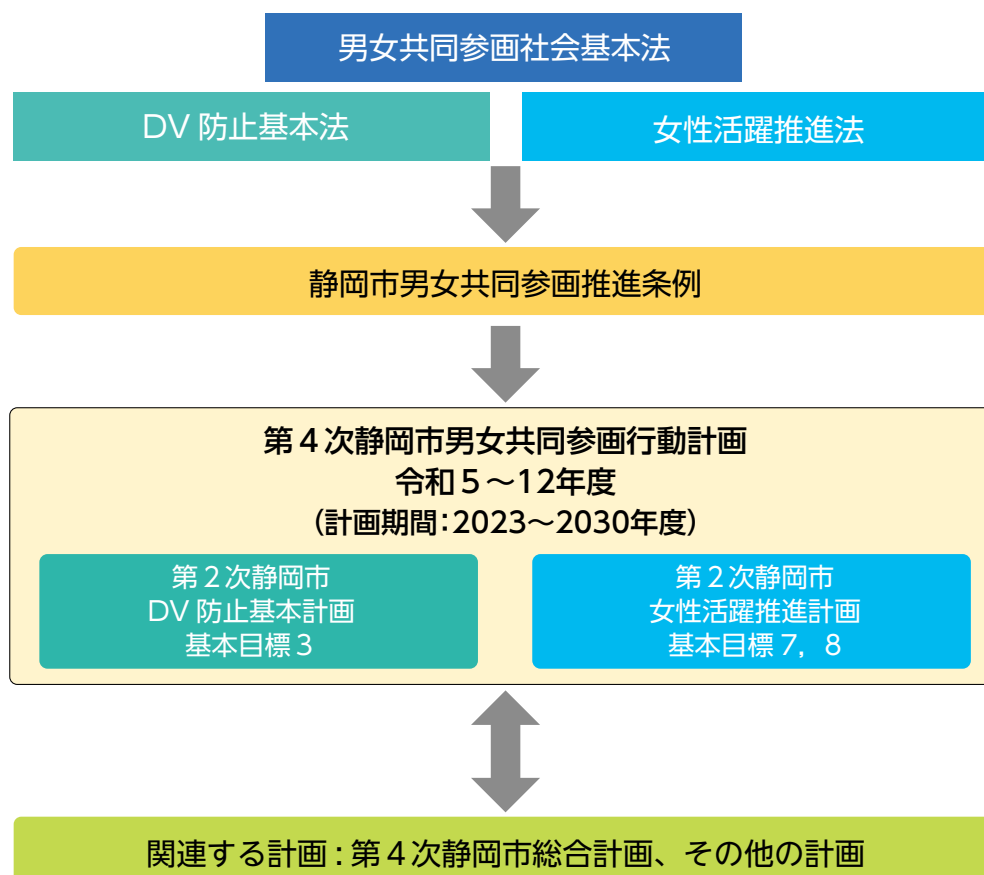
本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間となります。ただし、第4次男女共同参画行動計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の中間年である令和8年度（2026年度）に見直しを行い、必要に応じて計画を変更します。

## 6 計画の位置付け

本計画は、条例第16条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される市町村の基本的な計画です。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に基づき静岡市が策定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画であるとともに、女性活躍推進法第6条第2項に基づき静岡市が策定する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を兼ねています。

なお、市の総合的な計画である第4次静岡市総合計画においては、持続的な開発目標（SDGs）を総合的に推進するとともに、SDGsに包含される「ジェンダー平等の推進」を特に意識する横断的な視点として位置付けており、本計画も市の総合計画と整合性をとりながら計画を推進していきます。





## 第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）

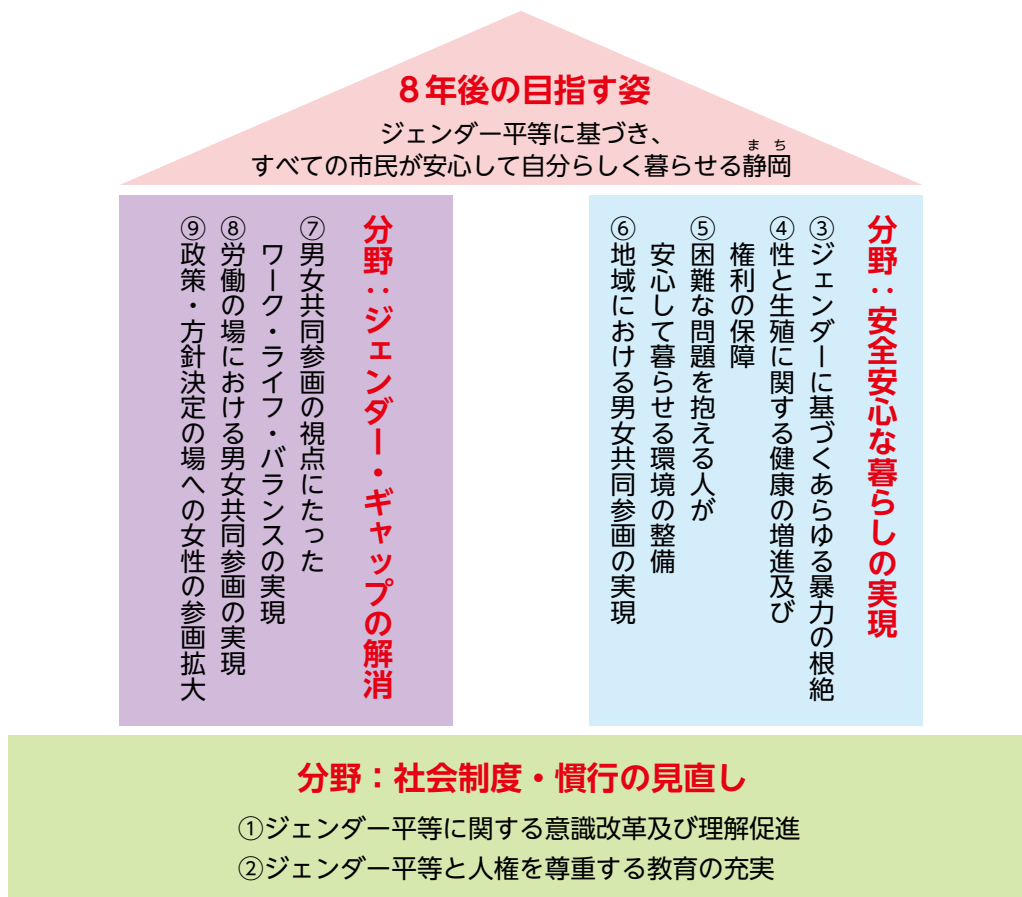
### 1 施策の体系

第4次静岡市男女共同参画行動計画においては、9個の目標を基本目標として設定しました。

また、これらの基本目標は、ジェンダー平等及び男女共同参画社会に不可欠の「社会制度・慣行の見直し」「安全安心な暮らしの実現」「ジェンダー・ギャップの解消」という3つの分野に整理しました。

以下の概念図のように、「社会制度・慣行」が見直され、「安全安心な暮らし」が実現し、「ジェンダー・ギャップ」が解消されることにより、「ジェンダー平等に基づき、すべての市民が安心して自分らしく暮らせる静岡」へつながっていくものと考えています。

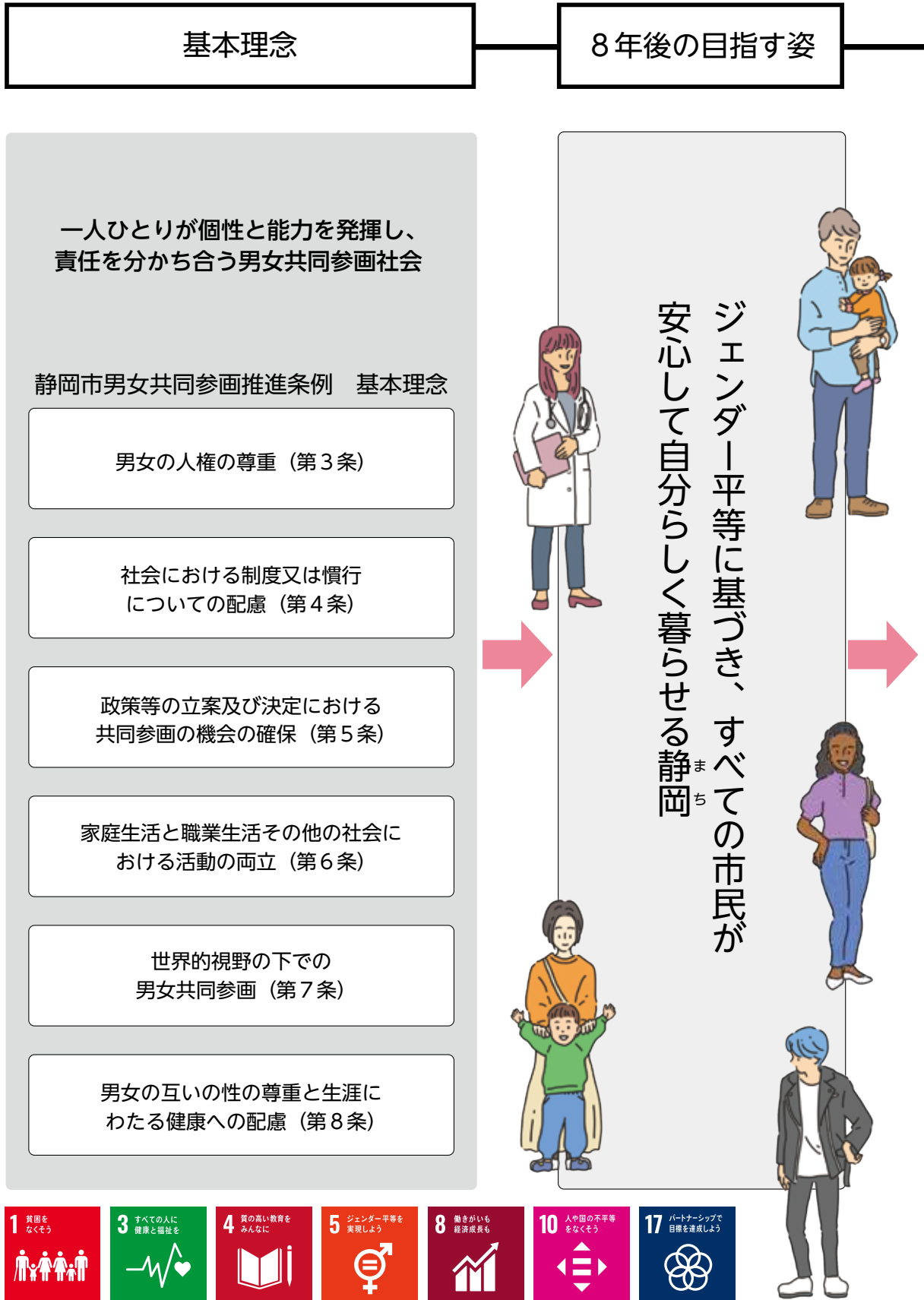
〈概念図〉



SDGsはジェンダー平等を5番目の目標として掲げ、ジェンダー平等をSDGsのいずれの目標の達成のためにも不可欠なものとして位置づけています。SDGsの実現を目指す国際社会の取組とそれを推進する本市の方針を踏まえ、本計画においては、「ジェンダー平等」という文言を基本的に使用しています。そのうえで、固定的な性別役割分担意識※を脱却し、性別を問わずすべてのひとに、等しく社会の構成員として、社会における活動に「参画する機会」を確保することがより一層求められると考えられる文脈においては、引き続き「男女共同参画」という文言を使用しています。

## 2 計画の体系図

### 第4次静岡市男女共同参画行動計画の体系



分野	基本目標	主な取組
社会制度・慣行の見直し	① ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進	(1) ジェンダー平等推進に関する現状分析並びに情報の収集及び提供 (2) 固定的な性別役割分担意識から脱却するための広報及び啓発活動の充実 (3) ジェンダー平等に関する国際理解の推進
	② ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実 重点	(1) 幼少期からのジェンダー平等及び人権の尊重に関する教育の推進 (2) 人権の尊重を確保するための広報及び啓発活動の充実 (3) ジェンダー平等と人権尊重に基づく情報の発信 (4) 多様な性のあり方に関する教育及び啓発の充実
安全安心な暮らしの実現	③ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 重点 DV 防止	(1) DVをはじめとしたジェンダーに基づく暴力を生み出さない環境の整備 (2) ジェンダーに基づく暴力根絶のための幼少期からの教育及び啓発の充実 (3) ジェンダーに基づく暴力について様々な手段で相談できる体制の整備 (4) 被害者の安全確保の徹底 (5) 被害者の自立支援の充実 (6) 被害者支援の充実に向けた関係機関との連携強化 (7) 加害者の再発防止と更生支援の充実に向けた関係機関との連携強化
	④ 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障	(1) 性差及びライフステージに応じた健康支援 (2) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する教育及び啓発の推進 (3) 性に関する相談体制の充実
	⑤ 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者や障がいのある人が自立して生活するための支援 (2) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭等）への支援 (3) 貧困や孤立など様々な困難を抱える人への支援 (4) 外国にルーツをもつ人が安心して暮らせるための環境の整備 (5) 性的少数者への支援
	⑥ 地域における男女共同参画の実現 重点	(1) 地域活動・市民活動における男女共同参画の実現に向けた支援及び連携促進 (2) 地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進 (3) 男女共同参画の視点をもった防災対策、災害時対応及び復旧復興体制の推進 (4) 男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実
ジェンダー・ギャップの解消	⑦ 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現 重点 女性 活躍	(1) 男女共同参画の視点をもつための経営陣・管理職・従業員への意識改革の推進 (2) 男性の家事・子育て・介護への参画を促進する環境の整備 (3) 多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実 (4) 多様で柔軟な働き方の推進
	⑧ 労働場における男女共同参画の実現 女性 活躍	(1) 雇用における男女の機会均等及び公正な待遇の確保の推進 (2) 労働場におけるハラスメント防止対策の推進 (3) 農林水産業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性が能力を発揮できる環境の整備 (4) 非正規雇用労働者の正規への転換等を含めた待遇改善への支援 (5) 女性の就職・再就職・起業への支援 (6) 労働場における女性のキャリア形成及び能力発揮への支援 (7) 男性の家事・子育て・介護への参画促進
	⑨ 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	(1) 市における女性職員の積極的登用 (2) 市審議会等への女性のさらなる参画促進 (3) 事業者における女性の積極的登用及び管理職就任を可能とする環境づくりの推進 (4) 女性の人材を育成する施策の充実

DV 防止 …DV 防止基本計画関連

女性 活躍 …女性活躍推進計画関連

### 3 基本目標及び主な取組

#### 基本目標1 ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進

##### 目標の方向性

ジェンダー平等の実現には、いまなお残る不平等な社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見・固定観念及びアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）※の解消が不可欠です。このような意識・無意識を是正し解消するため、市がジェンダー平等に関して適切な情報を収集するとともに、その情報が市民一人ひとりに等しく届くよう、年代や場面に応じた効果的な広報や啓発活動を継続して実施します。特に、男性に向けて意識啓発を幅広く進めます。

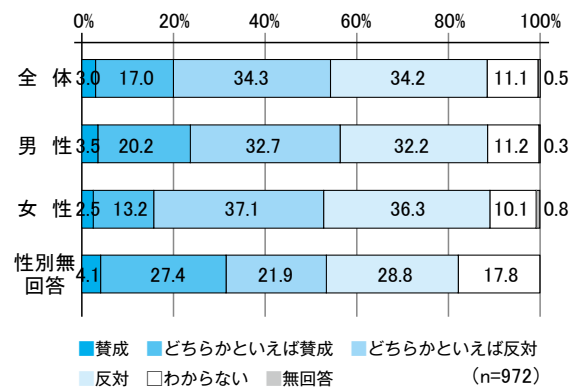
##### 現状と課題

●「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される、男女の役割を固定的に分ける性別役割分担について、令和3年度に行った本市市民意識調査では、全体のうち否定派（反対またはどちらかといえば反対）が68.5%で、肯定派（賛成またはどちらかといえば賛成）の20.0%を大きく上回りました。このように市民の意識は変わりつつあるものの、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見・固定観念及びアンコンシャス・バイアスに基づくさまざまな社会制度や慣行が今なお継承され、ジェンダー平等や男女共同参画社会の実現を阻害する要因のひとつとなっています（図2-1）。このような意識・無意識を背景とした社会制度・慣行が、外的にまた内的に私たち個人の生き方を制約し、私たちが生きづらさを抱える要因となっている場合は少なくありません。誰もが疎外感や不安感を覚えることなく、安心して無理なく自分らしく生きられる、多様性を認め合う社会の実現に向け、当然視されてきた社会制度・慣行を見直していく必要があります。

●社会通念・慣習・しきたりにおける男女平等感について、同意識調査では全体の7割以上の人が男性優遇であると回答しています。このような回答の背景には、ジェンダー平等意識の浸透により、以前は当たり前とされてきたことが實際上男性の優遇であると認識されるようになってきたことがあると考えられます。他方で、同調査においては、男性の方が優遇されていると感じる男性は66.5%であるのに対し、そのように感じる女性は84.0%と、男女間で20ポイント近い開きがあり、ジェンダー平等意識の浸透に男女の差が見られます（図2-2）。ジェンダー平等と男女共同参画社会を実現するには、ジェンダー平等と男女共同参画に対する男性の意識啓発を進める必要があります。

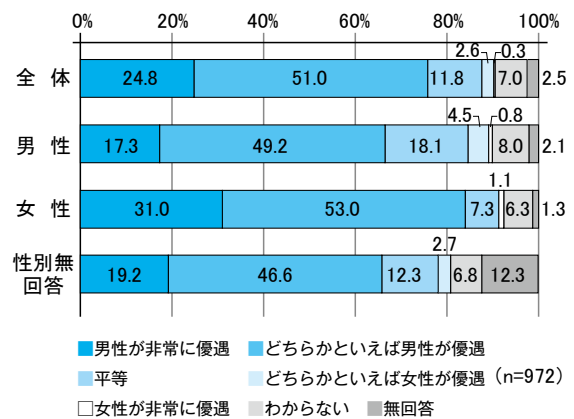
●平成27年に国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指して、国際社会が一致して取組を進めています。同アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と記すとともに、5番目の目標として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げました。

「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」と指摘されています。本市は平成30年に内閣府から「SDGs未来都市」に、国連からアジア地域で唯一の「SDGs ハブ都市」に選定されており、また、静岡市男女共同参画推進条例第7条において、男女共同参画の推進は、「広く世界に向けた視野の下に、積極的に行われなければならない。」と規定していることから、本市のジェンダー平等の推進においても、SDGs及び諸外国と比較したジェンダー・ギャップを十分理解し、諸外国の水準に追いつけるよう、強力な施策を展開していく必要があります。



出典：静岡市男女共同参画課  
「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査」

図2-1 男女の役割を分ける固定的な考え方



出典：静岡市男女共同参画課  
「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査」

図2-2 社会通念・慣習・しきたりにおける男女の平等感

成果指標

項目	現状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」というような男女の役割を分けて固定的に考えることについて反対する人の割合	68.5% (R3年度)	80%	90%

## 主な取組

### （1）ジェンダー平等推進に関する現状分析並びに情報の収集及び提供

静岡市のジェンダー平等を推進するため、ジェンダー平等及び男女共同参画に関する各種調査の実施や統計資料・関連情報を広く収集し、分析することを通じて、本市におけるジェンダー平等及び男女共同参画の現状を把握し、その結果を広く市民に情報提供します。

▶具体的な事業：ジェンダー統計を活用した男女共同参画の実態や市民意識に関する調査の実施（市民局）

### （2）固定的な性別役割分担意識から脱却するための広報及び啓発活動の充実

社会通念・慣行・しきたりの中に残る固定的な性別役割分担を解消し、一人ひとりが固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見・固定観念及びアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）から脱却していくため、あらゆる世代に対し、ジェンダー平等及び男女共同参画に関して様々な媒体や機会を通じて広報・啓発活動を実施します。

また、男女共同参画が実現した社会は、女性のみならず男性にもより生きやすく暮らしやすい社会であると考えられます。ジェンダー平等の観点からワーク・ライフ・バランスや生き方について考える機会を設けるなどし、男性に向けた意識啓発を行います。

▶具体的な事業：情報誌の発行や講座の実施によるジェンダー平等の啓発（市民局）  
ジェンダー平等の視点をもった書籍や資料等の紹介（市民局・教育委員会事務局）  
男性の家事・子育て・介護等推進のための講座の開催（市民局）

### （3）ジェンダー平等に関する国際理解の推進

ジェンダー問題を国際的な視点から見つめなおすための諸外国と比較したジェンダー・ギャップに関する情報などについて、市民に対し情報誌やSNSなどを活用した啓発活動を行います。

▶具体的な事業：ジェンダー問題に関する国際的な動向の学習機会の提供（市民局）

基本目標2 ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実 **重点**

## 目標の方向性

すべての人が自分の存在を肯定し、お互いのあり方を認め合い、無理なく自分らしく生きられる社会を実現するため、様々な世代に対するジェンダー平等や人権に関する教育と学習の充実を図ります。

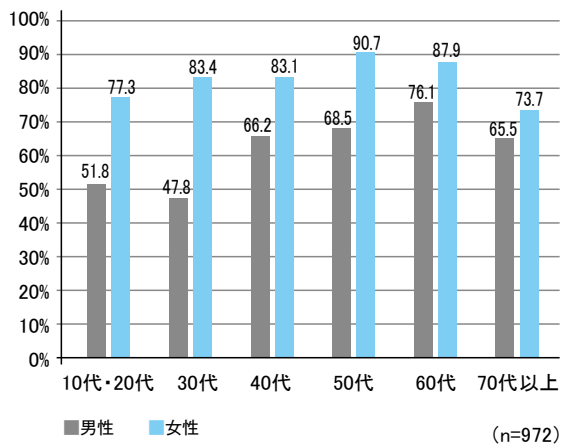
## 現状と課題

●ジェンダー平等の実現のためには、性別にかかわらず主体的で多様な生き方ができるよう、一人ひとりがジェンダー平等の意識を持つことが重要です。社会全体における男女の平等感について、令和3年度に行った本市市民意識調査では、特に10～30代の男性が、他の世代よりも「男性が優遇されている」という選択肢を選んだ割合が低いことがわかりました（図2-3）。若年世代は、他の世代に比べて結婚し、家庭を作るといった実体験が少ないことから男女の格差や不平等の実態に気が付きにくいと推測されます（出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査考察）。

●公的機関による情報発信は、多くの人々の意識や価値観に強く影響を与えます。そのため、市が各種広報媒体を用いて情報を発信する際には、ジェンダー平等を含む人権に配慮する必要があります。

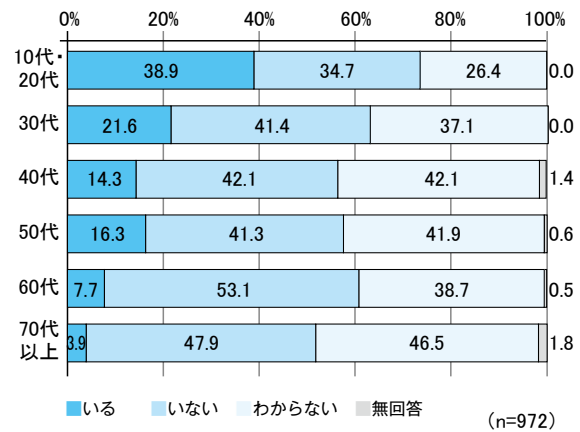
また、市民は情報の受信者であると同時に発信する立場でもあります。そのため、市民がジェンダー平等を含む人権に配慮した情報を発信できるよう、市民に対する情報教育の機会の充実が求められます。

●「周囲にLGBTQ※などの性的少数者の方がいるか」について質問したところ、同意識調査では、年代が上がるにつれて、「いない」と回答する方が多くなる傾向がわかりました（図2-4）。中高年以上の層は、性的少数者に関する知識や情報が以前は少なかったことから、当事者が周囲にいても気づかなかつたり、当事者が周囲にいることを想像することさえなく過ごしてきたと考えられます。性的少数者の割合は、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、人口の8.2%と言われており、私たちの身の回りにも当然に当事者がいます。誰もが安心して自分らしく生きられる社会の実現には、一人ひとりが多様な性のあり方※についての理解を深め、性的少数者に関わる偏見や差別をなくしていく必要があります。



出典：静岡市男女共同参画課  
「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査」

図2-3 男女平等意識（社会全体として）  
（男性の方が非常に優遇、どちらかといえば優遇と回答した人の割合）



出典：静岡市男女共同参画課  
「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査」

図2-4 周囲にLGBTQなどの性的少数者がいるか

成果指標

項目	現状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
中学校におけるジェンダー平等に関する啓発活動の実施割合 ※R3年度の数值は男女共同参画に関する啓発活動の実施割合	(参考) 44.2% (R3年度)	50%	60%



## 主な取組

**（1）幼少期からのジェンダー平等及び人権の尊重に関する教育の推進**

固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見・固定観念及びアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は、幼少の頃からの経験の蓄積により形成されていくと考えられます。強固に根付いた意識・無意識を払拭することは容易ではありません。そのため、幼児期や小学校などを含めた幼少期から、ジェンダー平等及び人権の尊重の視点にたった教育を推進します。

## ▶具体的な事業：教職員研修の充実（教育委員会事務局）

保育教諭に対する研修の充実（市民局・子ども未来局）

**（2）人権の尊重を確保するための広報及び啓発活動の充実**

すべての人が人権と個人としての尊厳を等しく尊重される社会の実現に向け、各世代に向けた人権に関する教育や学習の充実を図ります。

## ▶具体的な事業：人権の尊重に関する啓発活動の実施（市民局）

道德教育の充実（教育委員会事務局）

**（3）ジェンダー平等と人権尊重に基づく情報の発信**

市民や事業者に対し、ジェンダー平等や人権尊重に基づいた情報発信を行うとともに、市民のメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き自己発信する能力）※の向上を支援します。

## ▶具体的な事業：男女共同参画の視点に配慮した広報紙の作成（総務局）

青少年に対するメディア・リテラシー教育の実施（教育委員会事務局）

男女共同参画に関する職員の研修の実施（市民局）

**（4）多様な性のあり方に関する教育及び啓発の充実**

性のあり方を問わず誰もが安心して自分らしく生きられる社会の実現のため、性の多様性の理解を促進するための啓発や教育を、学校や家庭、職場、地域などのあらゆる場において実施します。

## ▶具体的な事業：「性の多様性」に関する啓発の実施（市民局）

「性の多様性」に関する職員の研修の実施（市民局）

基本目標3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 **重点**

## 目標の方向性

パートナー間で起こる暴力（Domestic Violence：DV）やセクシュアルハラスメントをはじめとしたジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence：GBV）※を根絶するため、一人ひとりが正しい知識を持てるよう、幼少期からの教育・啓発を充実させて被害と加害の予防を進めるとともに、相談機関や民間団体等関係機関との連携の強化により、加害がおきた場合に迅速に対応し、再発防止を図ります。

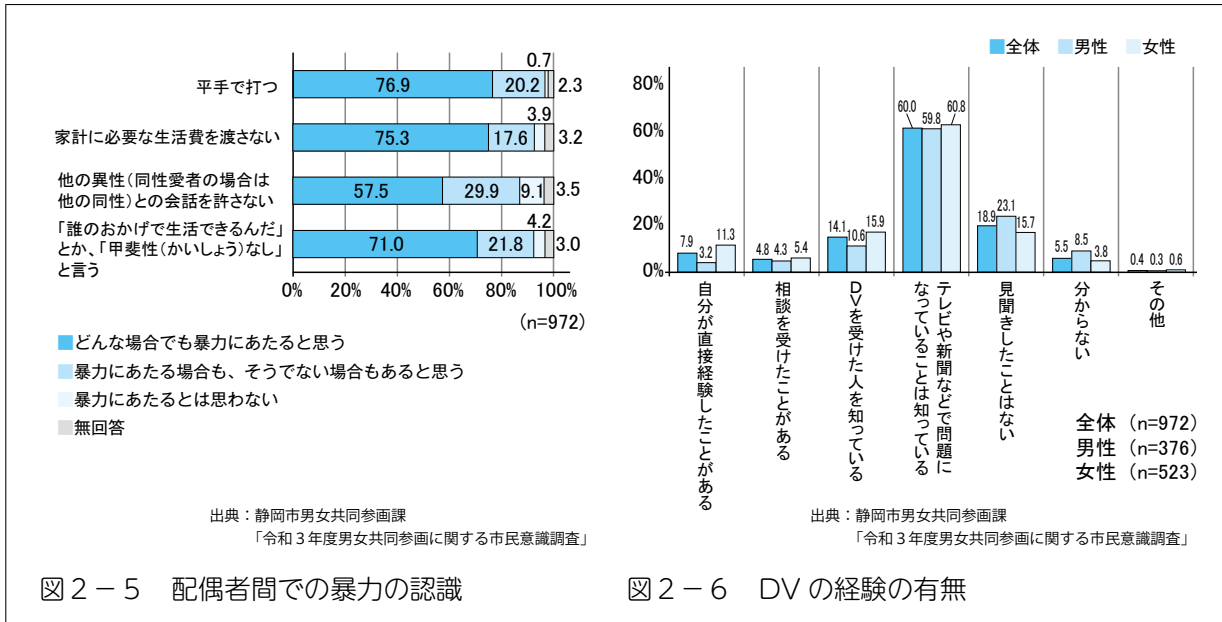
## 現状と課題

●ジェンダーに基づくあらゆる暴力は、人権の侵害であり、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題であるにもかかわらず、令和3年度に行った本市市民意識調査では、「平手で打つ」について「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」とDVかどうかの判断を迷う人が20%を超えるなど、依然として社会の理解は不十分です（図2-5）。また、コロナ禍では、静岡市女性会館相談室のDVに関する相談件数は、令和元年度は243件、令和2年度は356件、令和3年度は408件と、年々増加しています。このことから、被害者支援を充実させるとともに、被害者にも加害者にもならないよう、ジェンダーに基づく暴力について正しく理解してもらうための啓発が必要です。

●同意識調査では、回答者のうちDVについて、「自分が直接経験したことがある」人が7.9%、「相談を受けたことがある」人が4.8%、「DVを受けた人を知っている」人が14.1%いることが明らかになりました（図2-6）。被害者やその周囲の方が一人で悩むことなく相談機関を利用できるようにするために、相談窓口の効果的な情報発信が必要です。また、児童福祉の担当部署より、「暴力による誤ったコミュニケーションの萌芽は、就学前の時期から見られ、幼い頃からの誤学習の積み重ねが、やがて他者への暴力へ繋がっていくと感じる。」といった声も上がっており、幼少期からの教育が重要です。

●DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合が多くあります。また、子ども自身に暴力を振るっていなくても、子どもの見ている前で、パートナー間で暴力を振るうことは、子どもへの心理的虐待にあたります（面前DV）。DV被害者と面前DVを含めた児童虐待被害者をあわせて支援するため、関係機関の更なる連携強化が必要です。

●これまで被害者の支援に重点が置かれていましたが、加害者がいる限り被害はなくならないという視点から、近年、DV被害者の安全を確保するのみならず、加害者に働きかけることで問題を解決するという支援の在り方が求められています。DVを含むジェンダーに基づく暴力の根絶には、被害者に対する支援のみならず、加害者を減らしていくことも不可欠です。加害を予防するための教育と啓発に加え、加害を行った者の更生支援に取り組んでいく必要があります。



成果指標			
項目	現状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
DV相談窓口（市役所・配偶者暴力相談支援センター）の周知度	56.7% (R3年度)	70%	90%
配偶者間における 「①身体的暴力（平手で打つ）」 「②経済的暴力（家計に必要な生活費を渡さない）」 「③社会的暴力（他の異性（同性愛者の場合は他の同性）との会話を許さない）」 「④精神的暴力（「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」と言う）」を暴力として認識する市民の割合	① 76.9% ② 75.3% ③ 57.5% ④ 71.0% (R3年度)	① 90% ② 80% ③ 70% ④ 80%	① 100% ② 90% ③ 80% ④ 90%

主な取組

**（1）DVをはじめとしたジェンダーに基づく暴力を生み出さない環境の整備**

デートDVやDV等のパートナー間における暴力、児童虐待、ストーカー及びJKビジネス（※）等、ジェンダーに基づく暴力は様々な形で表れています。これらの暴力は重大な人権侵害であり、刑法その他の法令上の犯罪を構成する違法な行為であることが社会の共通認識となるよう、ジェンダーに基づく暴力の正しい理解の促進に取り組み、暴力を生み出さない社会基盤づくりを図ります。

- ▶ **具体的な事業：DV・児童虐待防止啓発運動の実施（市民局・子ども未来局）**  
DV防止に関する講演会等の開催（市民局）

**（2）ジェンダーに基づく暴力根絶のための幼少期からの教育及び啓発の充実**

幼少期からの包括的性教育※の実施や、被害や加害への気づきを促すため、中学生・高校生向けのデートDV講座等を実施します。

また、若年層に向けてSNS等による情報発信を行います。

- ▶ **具体的な事業：若者を対象としたDV防止対策の実施（市民局）**  
男女相互の理解と健全な人間関係の確立に関する教育（教育委員会事務局）

**（3）ジェンダーに基づく暴力について様々な手段で相談できる体制の整備**

被害者が迅速に相談でき、かつ適切な支援を受けられるように、各種支援窓口の情報を周知するとともに、それぞれの状況に応じて相談を受けられる体制の整備を図ります。

- ▶ **具体的な事業：女性向け相談の実施（電話相談・法律相談など）（市民局）**  
女性相談、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援（保健福祉長寿局）  
（新）女性支援者用ガイドブックの配布（市民局）

**（4）被害者の安全確保の徹底**

被害者及びその子どもの安全確保を図るため、緊急時の迅速な保護に努めるとともに、さらなる被害を防ぐために被害者の情報管理を徹底します。

- ▶ **具体的な事業：緊急時における安全確保（保健福祉長寿局）**  
住民票の交付等におけるDV等被害者の保護（市民局）

**（5）被害者の自立支援の充実**

心身のダメージだけでなく、住宅や生活費の問題など、複合的な問題を抱える被害者及びその子どもの自立支援のため、相談体制の充実と、生活基盤を整えるための支援を図ります。

- ▶ **具体的な事業：母子生活支援施設等への入所（子ども未来局）**

**（6）被害者支援の充実に向けた関係機関との連携強化**

DV被害者の意思を尊重した適切な支援を行うため、市の機関だけでなく、国や県、警察及び民間団体とプライバシーに配慮しながら緊密に連携してDV防止に取り組みます。また、DVと児童虐待は密接に関係することから、児童福祉、学校及び教育委員会等の子どもに関連する機関との連携を特に強め、適切な支援に努めます。

加えて、DV被害者が支援を求めた際に、相談した先から再び傷つけられる二次被害を防止するため、職務関係者の理解促進に努めます。

- ▶具体的な事業：関係機関によるネットワーク構築（市民局・保健福祉長寿局・子ども未来局）  
職務関係者への研修（保健福祉長寿局）

**（7）加害者の再発防止と更生支援の充実に向けた関係機関との連携強化**

加害者の再発の防止や更生を支援している民間団体の情報収集を行うとともに、関係機関間の情報の周知及び連携に取り組みます。

また、加害者からの相談を受けたり、加害者プログラムを実施している民間団体の情報を、広く市民に対して周知します。

- ▶具体的な事業：（新）加害者相談機関の情報提供（市民局・保健福祉長寿局・子ども未来局）  
加害者対応についての調査・研究（市民局）

**女性に対する暴力をなくす運動**

毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です。

女性に対する暴力根絶の国際的なシンボルであるパープルリボンにちなんで、全国各地でパープル・ライトアップが行われており、静岡市でも、静岡市役所本館「あおい塔」のライトアップを実施しています。

これには、女性に対する暴力根絶と、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談を！」というメッセージが込められています。



## 基本目標4 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障

### 目標の方向性

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※の観点から、自分らしく生きられるよう、性や健康に関する教育の充実により、男女ともに一人ひとりが自分の健康を守り育てる意識の醸成に取り組みます。

また、女性は、月経、妊娠、出産、産前・産後うつ及び更年期等、年代に応じて変化する健康の問題に直面することから、女性が生涯を通じて健康を保持するため、こうした女性特有の健康課題に対して、心身に応じた必要なサポートを受けられるよう支援するとともに、男性も性や生殖に関する正しい知識を習得できるよう取り組みます。

### 現状と課題

●国立がん研究センターの「がん情報サービスのがん登録・統計」によると、令和元年の女性の部位別がん罹患率は、第1位が乳がん、第5位が子宮がんとなっています。乳がんや子宮がんは、年齢が上がるほど罹患率が上がる他のがんと異なり、20代後半から罹患率が上昇し、50～60代でピークを迎えたあとに下降することから、がん検診や子宮頸がんワクチンの接種等の啓発により、若年時から健康意識を醸成する必要があります。

●女性はライフステージに応じて、月経や妊娠、出産、産前・産後うつ及び更年期等、性や生殖にかかわる様々な問題に直面します。女性特有の性や生殖の課題であっても、男性が理解を深め適切な行動をとることで解決に近づく課題も多くあることから、男性も当事者としてかかわっていくことが求められます。たとえば、不妊は男性が原因の場合も少なくありません。また更年期障害は男性も発症する可能性があり、性や生殖に関わる問題は女性だけの問題に限りません。

●望まない妊娠や出産を可能な限り避けるとともに、妊娠や出産を希望する人がその希望を実現できるように、若い世代に妊娠や出産などに関する正しい知識を伝える取組を、男女ともに一層充実させる必要があります。また、一人ひとりのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを尊重するため、男女の体の違いや健康に関して幼少期からの教育を進めることが重要です。

●性に関する相談窓口は、女性向け相談や男性向け相談をはじめ様々な窓口があります。誰もが気軽に相談できるよう、相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知を進める必要があります。

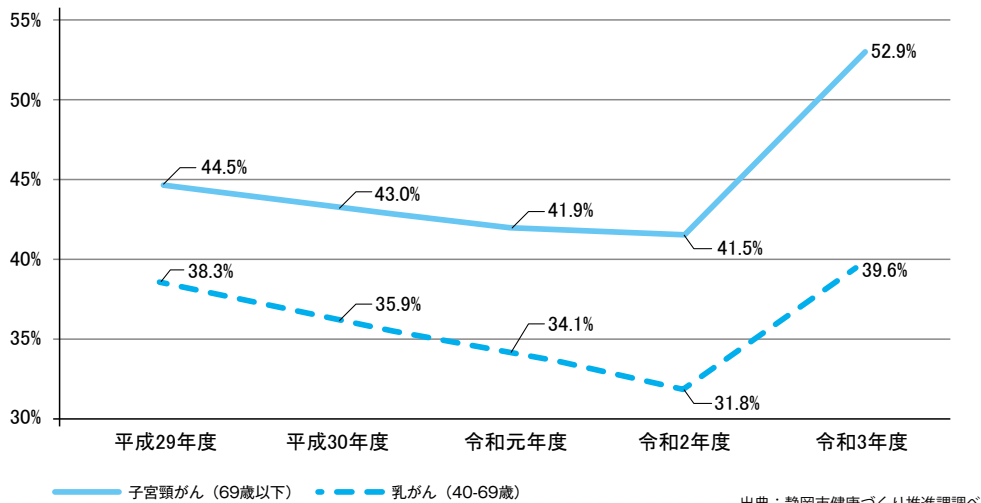


図2-7 婦人科検診の受診率

表2-1 5歳階級別 出産数、中絶数と中絶選択率（令和2年全国）

年齢	出産数 A	中絶数 B	中絶選択率 B/(A+B)%
20歳未満	6,948	10,309	59.7%
20-24歳	66,751	35,434	34.7%
25-29歳	217,804	28,622	11.6%
30-34歳	303,436	26,555	8.0%
35-39歳	196,321	25,993	11.7%
40-44歳	47,899	13,187	21.6%
45-49歳	1,624	1,319	44.8%
50歳以上	52	14	21.2%
全年齢	840,835	141,433	14.4%

出典：厚生労働省「衛生行政報告例」と「人口動態調査」を加工して男女共同参画・人権政策課が作成

成果指標

項目	現状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という用語を知っている20～50代の人の割合	(参考) 静岡県： 16.7% (R3年度、全年代)	30%	50%
①子宮頸がん②乳がんの検診受診率	① 52.9% ② 39.6% (R3年度)	静岡市がん対策推進計画見直し (R5) に合わせ設定予定	静岡市がん対策推進計画見直し (R5) に合わせ設定予定

## 主な取組

### （1）性差及びライフステージに応じた健康支援

一人ひとりが、ライフステージに応じて、主体的に健康の増進を図ることができるよう、健康についての知識を普及啓発し、生涯を通じた健康管理を支援します。

特に、女性はその心身の状況が年代に応じて大きく変化するという特性に配慮し、思春期、成熟期、更年期及び高齢期など、生涯にわたり主体的に健康の保持及び増進を図ることができるよう支援を行います。

- ▶具体的な事業：妊産婦健康支援事業の実施（子ども未来局）  
各種検診の実施（保健福祉長寿局）

### （2）セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する教育及び啓発の推進

子どもたちが、性や妊娠や出産等について正しく理解し、自らの性を尊重することができるよう、幼少期からの意識啓発と包括的性教育に努めます。

- ▶具体的な事業：学校向け出前講座による性教育の実施（市民局）

### （3）性に関する相談体制の充実

性に関わる様々な問題の解決のために利用できる相談窓口や機会を確保し、誰もが相談しやすい体制の充実に努めます。

- ▶具体的な事業：女性向け・男性向け相談の実施（市民局）  
子ども若者相談センターの運営（子ども未来局）  
女性のための支援者養成講座の実施（市民局）  
（新）男性相談員の養成（市民局）

## コラム 生理の貧困

生理の貧困とは、経済的な理由で生理用品を購入できない女性や女の子がいるという問題のことです。また、そういった知識・実態を理解していない男性・男の子が多く存在することも、近年問題になっています。

生理の貧困を解決するためには、公的機関等の働きかけや幼少期からの包括的性教育が重要です。



## 基本目標5 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

## 目標の方向性

高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭、外国にルーツを持つ人※といった、経済的困窮や生きづらさを抱えて生活上の困難に陥りやすい人や、性的少数者であることで偏見や差別に苦しむ人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国にルーツを持つ人等に対して、それぞれが必要とする支援を見極め、取り組みます。

## 現状と課題

●新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や収入の減少等により、雇用状況が悪化しています。なかでも非正規雇用者は、雇用が不安定で収入が低く、特に非正規雇用のひとり親家庭等において、経済的な影響がより深刻化しやすい状況にあります。また高齢者は、年齢とともに就労機会が減少したり病気等にかかるリスクが上昇したりして、労働が困難になる場合が少なくありません。そのようなことから、母子及び父子世帯等や高齢単身者が貧困に陥りやすい状況にあります。

●静岡市の令和2年度「外国人住民アンケート2020」では、日本で生活する上での悩み事として、「日本語」と回答した人が最も多い結果となりました。誰もが安心して暮らせる環境をつくるためには、言語の壁をはじめとした、外国にルーツを持つ人特有の障壁を取り除く必要があります。

●女性で障がいのある人及び女性で外国にルーツを持つ人は、女性であることにより、さらに複合的な困難を抱える場合が少なくありません。それぞれが抱える課題に応じて、男女共同参画の視点から支援を行う必要があります。

●性の多様性に対する無理解による偏見や差別から、性的少数者は学校、職場及び地域など、生活の様々な場面で生きづらさを感じ、孤立に陥ってしまうことがあります。そういった偏見や差別を解消し、困難を抱える人を支援する取組が必要です。

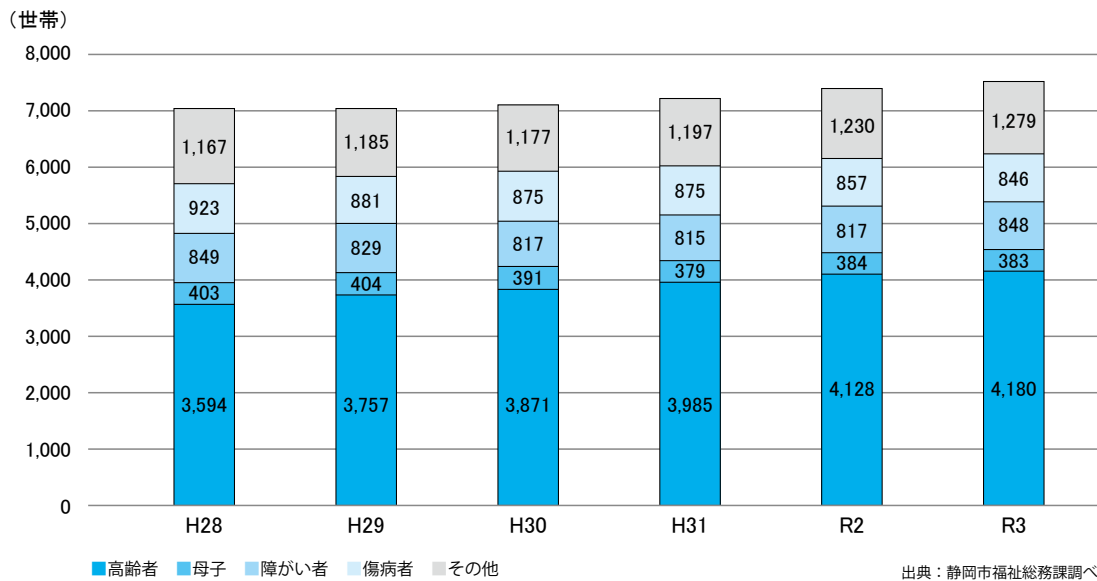


図2-8 生活保護世帯の構成推移

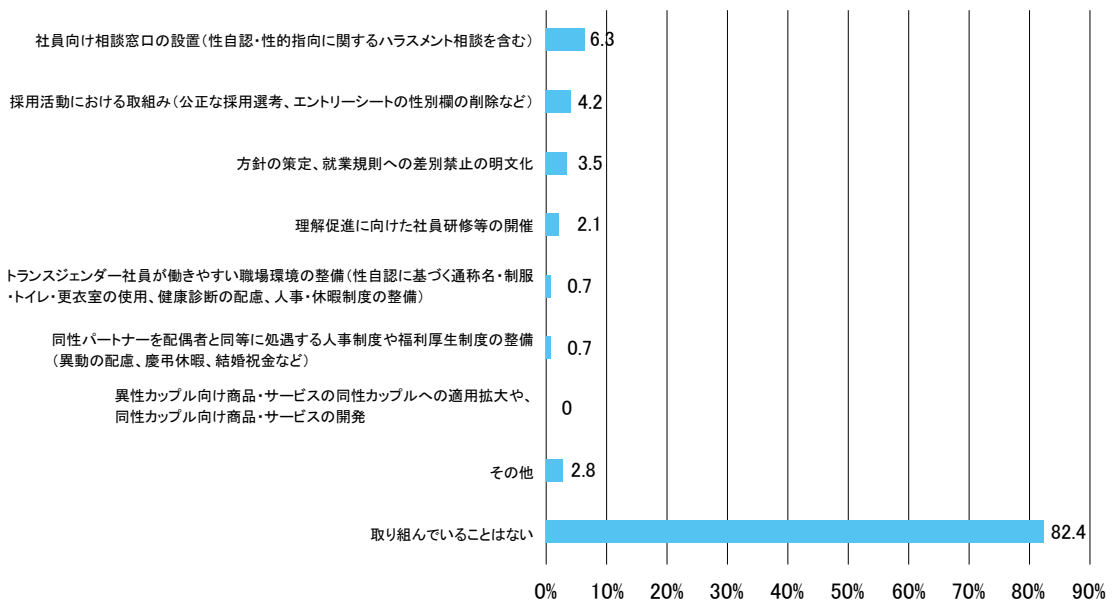


図2-9 性的少数者に対して事業所として取り組んでいること

成果指標			
項目	現 状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
ひとり親家庭（①母子世帯②父子世帯）の親の非正規就業率	①51.5% ②15.0% (R2年度)	① 48% ② 12%	① 45% ② 10%
「静岡市は困難な問題を抱える人（高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭、外国にルーツを持つ人、性的少数者など）に対する支援が充実している」と思う人の割合	令和5年度に調査予定 (参考) 「静岡市はセーフティネットが整備されているまち」だと思う人の割合 39.3% (R4年度)	調査実施後、目標値を設定	調査実施後、目標値を設定

主な取組

**（1）高齢者や障がいのある人が自立して生活するための支援**

高齢者や障がいのある人が安心して生活できるように、生活基盤の整備や、就労及び社会参加の促進支援を行います。

- ▶具体的な事業：地域包括支援センターによる総合相談等の実施（保健福祉長寿局）  
障がい者就職面接会の開催（経済局）

**（2）ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭等）への支援**

ひとり親家庭の保護者や子どもの生活の安定のため、各種の自立支援事業や相談事業の周知及び充実を図ります。

- ▶具体的な事業：母子父子寡婦福祉資金の貸付（子ども未来局）  
母子家庭等日常生活支援事業（子ども未来局）

**（3）貧困や孤立など様々な困難を抱える人への支援**

経済的に困窮している人や、孤立に悩む人に対して、安定及び安心した生活ができるよう、様々な支援を行います。

- ▶具体的な事業：不就労状態にある若者の支援（経済局）  
生活困窮者等への支援（保健福祉長寿局）

**（4）外国にルーツをもつ人が安心して暮らせるための環境の整備**

文化や生活習慣の違いに関わらず、外国にルーツを持つ人が安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や日本語の学習支援の充実を図るとともに、市民の多文化共生への理解を深め、外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境の整備を進めていきます。

- ▶具体的な事業：静岡市多文化共生総合相談センターの運営（観光交流文化局）  
静岡市多文化共生協議会の開催（観光交流文化局）

**（5）性的少数者への支援**

性的少数者が疎外や不安を感じることなく安心して自分らしく暮らせるよう、性の多様性に関する啓発に努めます。また、性的少数者の孤立及び孤独を解消し、気持ちを共有できる交流の場や相談窓口の充実などの支援に取り組みます。

さらに、パートナーシップ宣誓制度の周知及び制度の充実を図るための取組を推進します。

- ▶具体的な事業：「性の多様性」に関する啓発の実施（市民局）  
性的少数者居場所づくり事業「にじいろカフェ」（市民局）

**基本目標6 地域における男女共同参画の実現** **重点****目標の方向性**

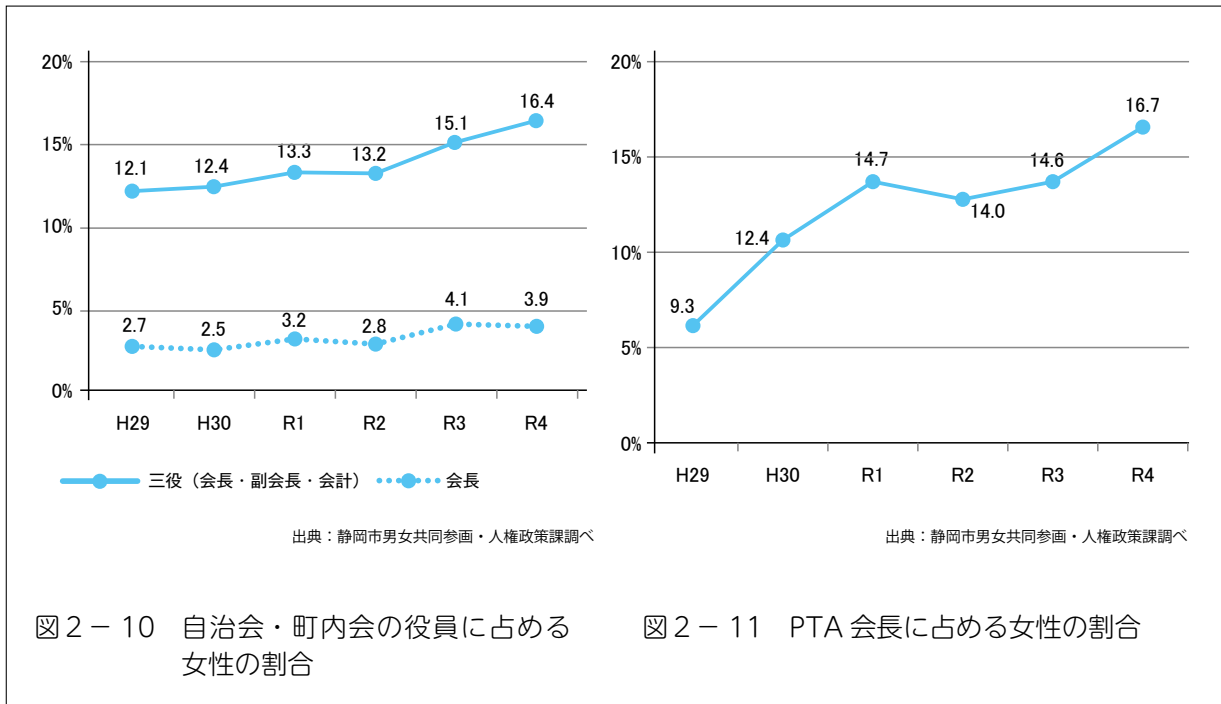
地域住民がお互いに尊重し合い、だれもが安全・安心な暮らしを送ることができるまちを構築するためには、自治会をはじめとする地域活動や地域防災に、男女共同参画の視点を取り入れ、反映していくことが不可欠です。そのため、組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための取組を推進します。

**現状と課題**

●自治会・町内会における女性役員の割合は平成27年度の10.6%に対し、令和4年度は16.4%と上昇しています。しかし、自治会長に占める女性の割合は令和4年度でも3.9%と依然として低い状態です（図2-10）。また、PTA会長に占める女性の割合は上昇傾向にあります。令和4年度でも16.7%にとどまります（図2-11）。地域に暮らすすべての人にとって安心して暮らすことのできるまちとなるためには、地域活動の担い手が、性別や年齢等により役割を固定化されることがないようにすること、そして地域活動に男女共同参画の視点が反映されることが不可欠です。

●災害時には、女性や子ども、高齢者や障がいのある人など、弱い立場にある人がより大きな影響を受けます。全国で過去に起こった災害時には、女性や子どもが性被害やDV被害にあったという報告が挙がっています。また、避難所等において、性別役割分担意識により業務の負担に偏りが生じたり、性別等に応じたニーズが十分配慮されず、必要な物資や支援が提供されなかったといった問題もありました。これらの問題の解消には、防災や復興の方針決定への女性の参画が不可欠です。令和4年度の地方防災会議における女性の割合は8.9%（45人中4人）にとどまります。今後、地域防災力・復興力の向上のためには、地域に男女共同参画を意識した防災体制と復興体制を確立することが必要です。

●令和3年度に行った本市市民意識調査によると、静岡市女性会館の認知度は、62.7%ですが、10代、20代では29.2%となっており、若い世代への情報発信が必要です。また、同調査によると、「女性のための相談や居場所づくり、多様な生き方や働く上で役立つセミナーの開催」を静岡市女性会館に期待しているとの意見が示されています。次世代を担う若年層には、学校への出前講座や探究学習、職場体験等の学校との連携を強化して、認知度を高めるとともに、市民ニーズや時代の要請をいち早くとらえ、事業を実施していく必要があります。



成果指標			
項目	現状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
自治会・町内会の役員に占める女性の割合	16.4% (R4年度)	20%	20% 以上

## 主な取組

**（1）地域活動・市民活動における男女共同参画の実現に向けた支援及び連携促進**

自治会・町内会やPTAなどの地域活動や、地域課題解決に取り組むNPO・ボランティア団体等の市民活動が、男女共同参画の視点をもって展開されていくよう、地域や諸団体が行っている取組を支援し、先進的取組や課題解決の事例に関する情報を広く発信し共有します。

- ▶ **具体的な事業：市民活動センターにおける市民活動支援（市民局）**  
市民活動に関する情報の提供（市民局）

**（2）地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進**

地域団体における方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性人材の育成や女性のリーダーシップの発揮を支援するとともに、幅広い年齢層の女性が参画しやすい地域団体づくりを推進します。

- ▶ **具体的な事業：地域団体役員への男女共同参画の理解促進（市民局）**  
地域における男女共同参画講座の開催（市民局）

**（3）男女共同参画の視点をもった防災対策、災害時対応及び復旧復興体制の推進**

災害時における男女共同参画の視点を取り入れた避難所の設営・運営体制を確立するとともに、発災後、女性・障がいのある人・乳児・高齢者・外国にルーツを持つ人・性的少数者等多様なニーズに対応した支援を行うため、各種啓発情報の提供や女性の防災リーダーの育成に努めます。

- ▶ **具体的な事業：男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営等に関する出前講座の実施（危機管理総室、市民局）**

**（4）男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実**

静岡市女性会館は、男女共同参画の推進に関する拠点施設としての機能を十分に発揮していくため、相談事業によって女性を取り巻く課題をいち早くとらえ、それらの課題解決につながる各種講座企画運営や情報収集・発信、女性の居場所づくりなど、女性を支援する事業を推進する。また、災害時の女性支援の拠点として、災害対応を行う組織・団体との連携強化及び地域におけるリーダーの人材育成やネットワークの構築などに努めます。

- ▶ **具体的な事業：静岡市女性会館における講座・講演会の開催（市民局）**  
多様で複合的な困難を抱える男女への支援（市民局）  
女性向け相談の実施（電話相談・法律相談など）（市民局）（再掲）

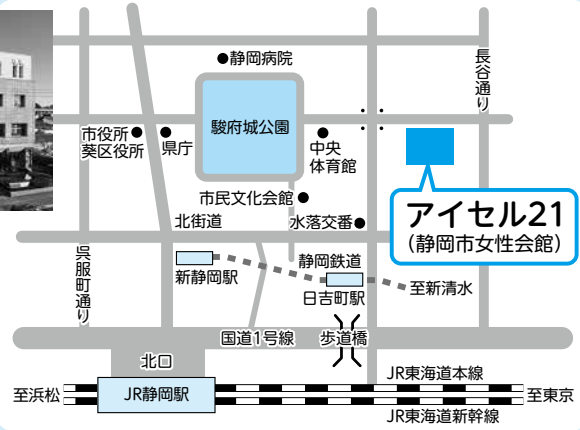
## アイセル21 静岡市女性会館



所在地 静岡市葵区東草深町3番18号  
 開館時間 9:00～21:30  
 休館日 第2・4月曜日・12月28日～1月4日

TEL 054-248-7330

さまざまな講座やイベントを開催しています。  
 図書コーナーもあります。相談の受付は別表のとおり。



(別表)

相談内容	相談日時	ところ（問合せ）
<b>女性のための総合相談</b> 家族関係・夫婦の問題、その他人間関係 など女性の悩みに関する相談	火・水・金 9:00～13:00 14:00～17:00 木 14:00～20:00 土 10:00～13:00	静岡市女性会館 ☎ 248-1234
<b>女性のための法律相談</b> 女性をとりまく法律問題に関する 弁護士相談	第1土曜・第3木曜日 14:00～17:00 ※予約制	静岡市女性会館 ☎ 248-1234
<b>にじいろ電話相談</b> セクシュアリティや性別の違和などに 関する電話相談	第2土曜日 14:00～17:00	静岡市女性会館 ☎ 248-2216



静岡市女性会館図書コーナー



ジェンダー川柳



アイセル女性カレッジ



理工チャレンジ



基本目標7 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現 **重点**

## 目標の方向性

誰もが生涯を通じて充実した生活を送るため、仕事と家庭生活や地域活動等のワーク・ライフ・バランスを実現しうる環境整備を推進します。また、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方を推進するとともに、多様なニーズに応じた子育て支援策・介護支援策の充実を図ります。

さらに、事業者に対して男女共同参画に関する情報提供やその啓発を進め、長時間労働の削減や、男性の家事・子育て・介護への参画促進に向けた、職場における経営陣・管理職・従業員への意識改革を推進します。

## 現状と課題

●女性が職業を持つことに対する意識について、本市市民意識調査では、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と回答した割合が低下する一方で、「子どもができて、職業をもち続ける方がよい」と回答した割合が年々上昇し、令和3年度の調査では過半数を超えました（図2-12）。一方、女性が仕事を続けていく上で必要なこととして、令和3年度に行った本市女性の労働実態調査では、「配偶者やパートナーの家事・育児参加」や「育児・介護休業制度の整備や利用促進」に加え、「女性が働くことへの管理職や男性従業員の理解」や「能力や実績の正当な評価」が必要であるとの意見が示されています。女性が継続的に職業を持ち続けるには、家事・育児・介護における課題に加え、労働の場のこれらの課題について解決が必要です。

●男性の生活における優先度について、令和3年度に行った同意識調査の結果では、「『仕事』と『家庭』を優先したい」と感じているにも関わらず、実際には「仕事」の優先を強いられている男性が多いことがわかりました（図2-13）。また、10～30代の若年層の男性は、特にその傾向が強く、「『仕事』を優先したい」と感じている人の割合は0%で、「『家庭』を優先したい」と感じている人の割合が最も高くなりました（図2-14）。男性が「家庭」にも十分に参画していくには、職場の経営陣や管理職等の意識改革を推進していく必要があります。

●同意識調査によると、男性の「育児休業」や「介護休業」取得に肯定的な考え方をもち人は、78.1%と約8割になっています。実際の男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、静岡県における育児休業取得率は13.7%（令和3年度）です（図2-15）。また女性の取得者のうち、約9割が6か月以上の取得期間であるのに対し、男性の取得期間は約8割が1か月未満にとどまります（図2-16）。より多くの男性の育児・介護休業取得につながるよう、意識の改革と環境の整備が不可欠です。

●総務省「就業構造基本調査」（平成29年度）によると、年間就業日数が200日以上正規雇用労働者に占める週間就業時間が60時間以上の者の割合は、静岡市では女性が3.4%に対して男性が14.8%、49時間以上の者の割合では、女性が12.1%に対して男性が35.6%となっています。男性の家事・子育て・介護への参画を進めるためには、長時間労働の是正を含む環境整備が不可欠です。

●令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日には育児・介護の環境整備の義務化やパート・アルバイトなどの有期雇用労働者の休業取得要件が緩和されたほか、同年10月1日からは、産後パパ育休（出生時育児休業）が創設されたり、育児休業の分割取得が可能になりました。本市に在住する夫婦で夫が働いている世帯のうち、妻も働いている共働き夫婦の割合は71.8%（令和2年国勢調査）です。そのうち、6歳未満の子どもがいる割合は、16.8%（令和2年国勢調査）です。また、65歳以上の高齢者の割合は、30.7%（令和4年1月1日現在）と政令指定都市の中でも2番目に高い状況です。今後、超高齢社会の進展に伴い介護に要する時間のさらなる増加が見込まれるため、仕事と子育てのみならず、仕事と介護の両立に向けた環境づくりは喫緊の課題です。

●本市の平成25年（2013年）以降の保育所等の待機児童数は、平成26年（2014年）をピークに減少し続けて、平成30年以降は、0人となっています。一方、平成25年以降の放課後児童クラブの入会児童数は令和4年度で微減となっているものの、令和3年度まで年々増加しており、放課後児童クラブの待機児童数は、令和4年度時点で30人となっています（図2-17）。労働の場における男女共同参画を実現するには、保育所等のみならず放課後児童クラブ等の待機児童の解消が不可欠であり、放課後児童クラブや放課後子ども教室等を充実させる必要があります。

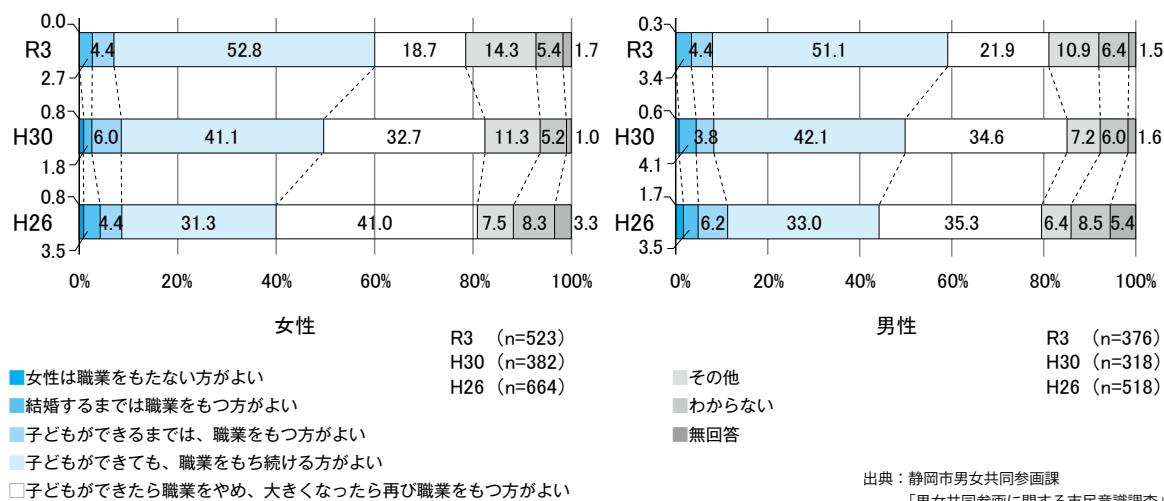


図2-12 女性が職業を持つことに対する意識の変化

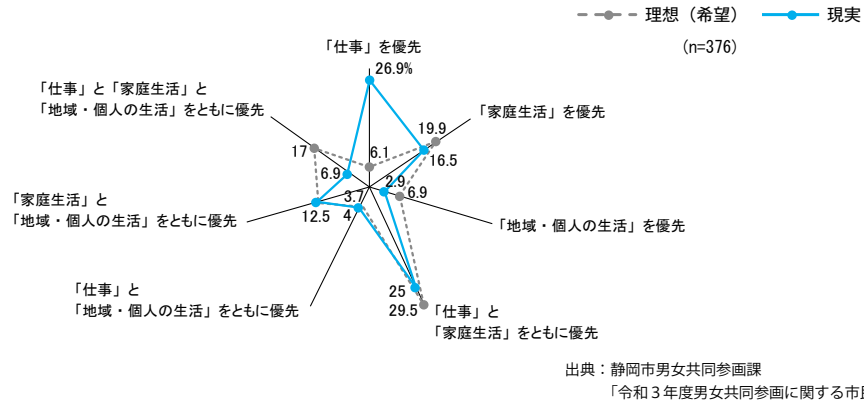


図2-13 生活における優先度の理想と現実（男性）

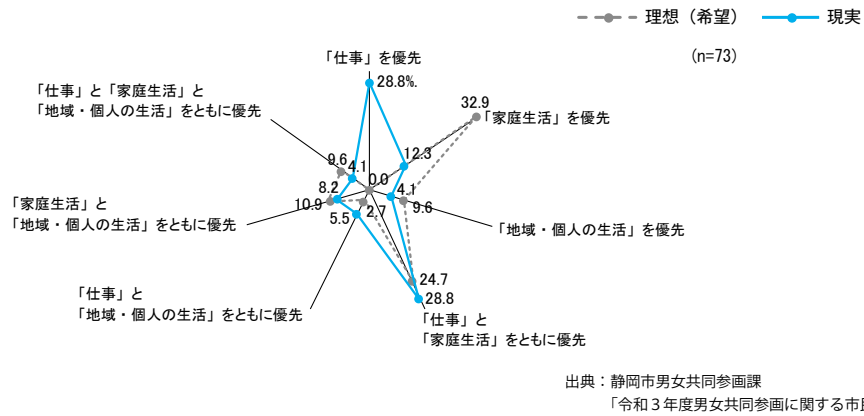


図2-14 生活における優先度の理想と現実（男性 10～30代）

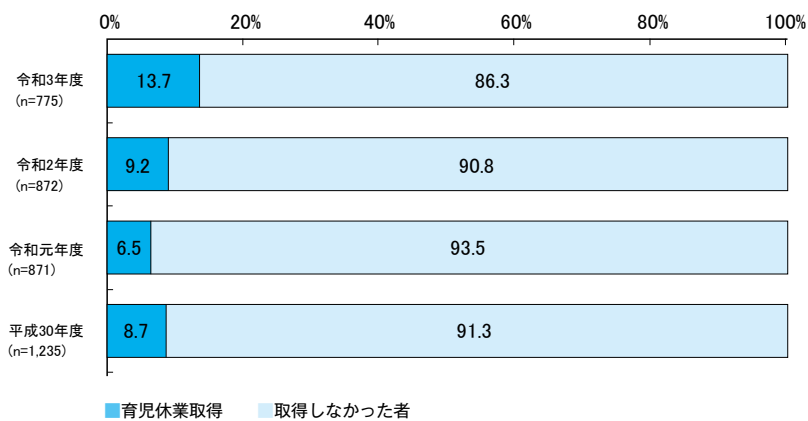
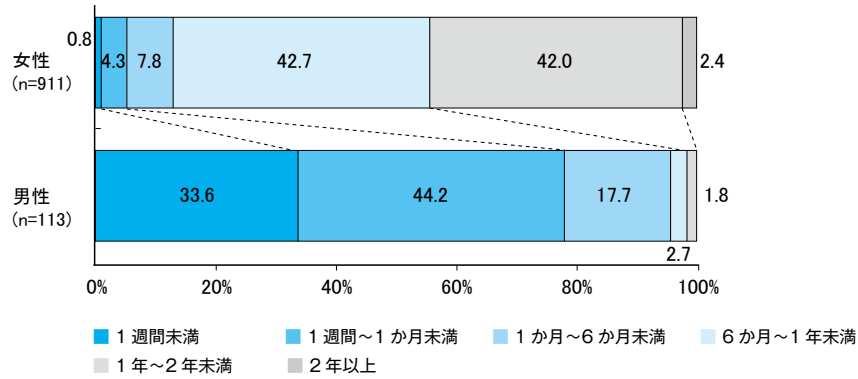
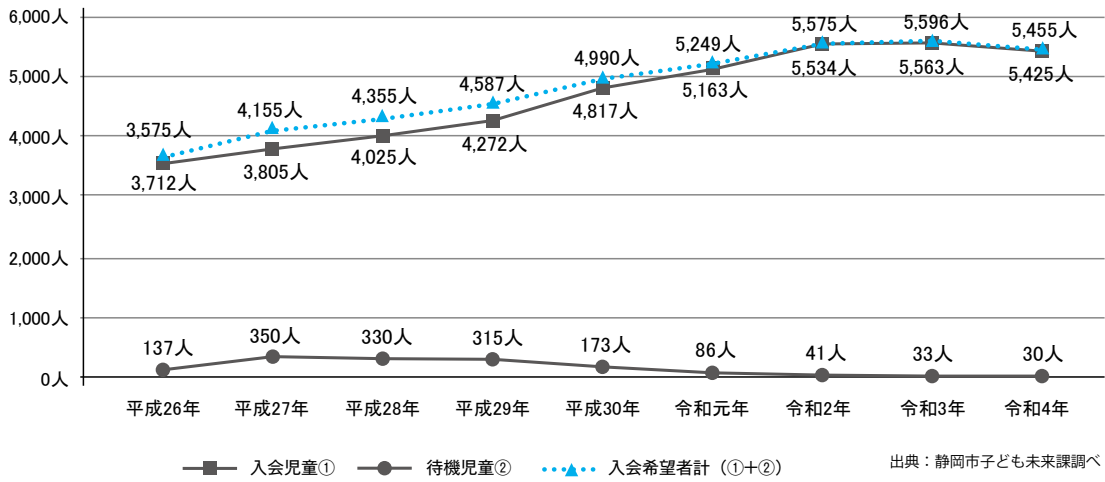


図2-15 男性の育児休業の取得率（静岡県、経年）



出典：静岡県雇用管理状況調査（R3）

図2-16 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に育児休業を取得していた人の取得期間（静岡県）



出典：静岡市子ども未来課調べ

図2-17 放課後児童クラブの入会児童数・待機児童数の推移

\* 令和4年度より利用可能なクラブがあるにもかかわらず特定のクラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している児童は除いている。

成果指標			
項目	現状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
週就業時間 50 時間以上の雇用者の割合	男性: 35.6% 女性: 12.1% 男女計: 26.5% (H29年度) 参考値: 49時間以上	男女計: 20%	男女計: 20% 以下

## 主な取組

**（1）男女共同参画の視点をもつための経営陣・管理職・従業員への意識改革の推進**

男性が家事・子育て・介護に取り組むには、職場における上司や周囲の理解が必要であるため、経営陣・管理職へ重点的に男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関する啓発を進めるとともに、事業者に対して国の両立支援等助成金を紹介するなどにより、事業者による男女共同参画に基づく職場環境づくりを推進します。

また、性別による待遇の差を埋めるため、男女共同参画の必要性に関する経営陣や管理職の意識を改革する取組を推進します。

▶具体的な事業：ダイバーシティ経営推進講演会開催（経済局）

企業・団体を対象とした出前講座の実施（市民局）

**（2）男性の家事・子育て・介護への参画を促進する環境の整備**

男性の家事・子育て・介護への参画を促進するため、事業者及び個人に対し仕事と生活の両立に関する情報・取組事例等を提供し、男性の家事・子育て・介護への参画や育児休業等の取得に対する社会的な機運を醸成するとともに、男性に対する育児・介護等を理由とする不利益な取扱いや、事業者における育児・介護休業等に関するハラスメントを防止するための対策等を推進します。

▶具体的な事業：父親向けハンドブックの作成・配布（子ども未来局）

企業・団体を対象とした出前講座の実施（市民局）（再掲）

**（3）多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実**

子育て・介護の都合で仕事を一時的に辞めざるを得ない状況に陥らないようにするため、子育て・介護について多様なニーズを把握し、それに応じた支援の構築に努めます。また、保育所等について引き続き待機児童ゼロを達成していくとともに、放課後児童クラブ等の待機児童の解消や、放課後児童クラブや放課後子ども教室といった小学生に関わる支援を充実させていくことについて検討します。

子育てや介護の孤立感、負担感や不安を解消し、安心して子育てや介護ができるようにするため、には、子育てや介護を地域で見守り、支えていく体制を構築し、妊娠・出産、子育て・介護について、経済的な支援や医療面でのサポートなどを切れ目なく行えるよう環境を整えます。

▶具体的な事業：ファミリー・サポート・センター事業の実施の運営（子ども未来局）

地域包括支援センターによる総合相談等の実施（保健福祉長寿局）

**（4）多様で柔軟な働き方の推進**

子育てや介護を含む人生の様々な状況において、働きたい人が働き続けられるように、在宅勤務、時間単位の有給休暇の取得、フレックスタイム制等、多様で柔軟な働き方を推進します。また、事業者等に多様で柔軟な働き方の取組事例を紹介するとともに、それらの取組を支援する制度等について情報発信を行います。

▶具体的な事業：多様な人材の活躍応援事業所表彰及び取組の見える化（経済局）

## 基本目標8 労働の場における男女共同参画の実現

### 目標の方向性

働くことを希望するすべての人が、差別的取扱いや嫌がらせを受けることなく、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その個性や能力を十分に発揮することができるよう支援します。

### 現状と課題

●職場における男女平等意識について、令和3年度に行った本市市民意識調査によると、男性優遇と考える人の割合は49.0%、女性優遇と考える人の割合は4.6%、男女平等と考える人の割合は28.1%でした。この背景には、育児などで一度退職した女性が、子育てとの両立のために非正規雇用を選ばざるを得ない環境にあることや、男女の賃金格差が依然として大きい状況があります。内閣府の男女共同参画白書によれば、令和3年の男性の一般労働者の給与水準を100としたときの女性の一般労働者の給与水準は75.2となっています。

出産・育児等で離職する女性の割合が低下し、25～34歳の女性の就業率は上昇傾向にあります（M字カーブの解消）、女性の非正規雇用労働者の割合は高く（P7図1-8参照）、25～29歳をピークに正規雇用労働者の割合が低下しています（L字カーブ）（P6図1-6、1-7参照）。

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の格差が男女間の待遇面の格差の一因になっており、非正規雇用労働者が希望に応じて正規雇用労働者に転換できるよう推進していく取組が必要です。

●令和2年6月に職場におけるハラスメント対策関連法が改正・施行され、ハラスメント防止対策が強化されました。令和3年度に行った本市女性の労働実態調査では、職場でハラスメント等を経験した、あるいは見たり、聞いたりした際、「特に行動はしなかった」と回答した人が半数（53.6%）にのぼっています。特に行動がなされなかった背景には、何をしても解決にならないといった諦めがあると考えられます。このような状況を改善するには、事業者が積極的にハラスメント対策に取り組むことが不可欠です。

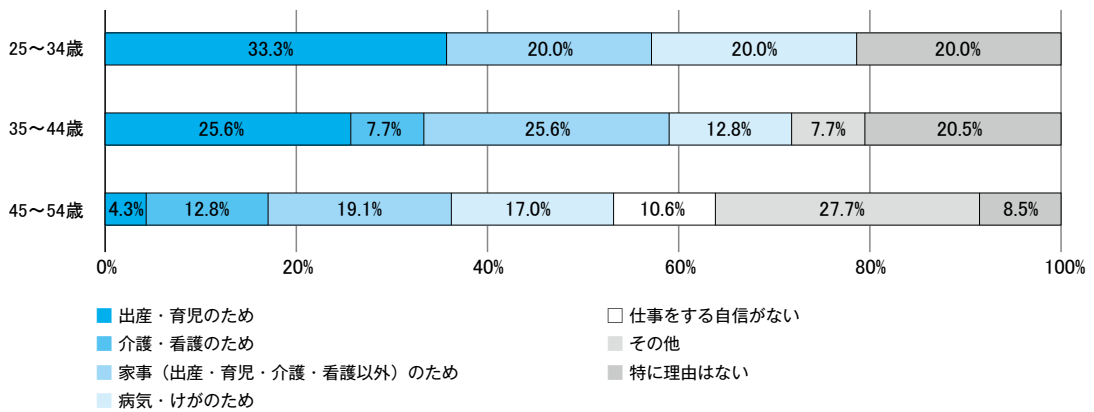
●生産と生活の場を同じくする家族経営が多い自営業の分野においては、その従事者である女性の果たしている役割が適正に評価されにくく、仕事と家事等の両方で負担が大きくなっています。

また、経営に関しては、主に男性が中心となってきた慣行があります。自営業における男女共同参画の実現にはより一層の取組が必要です。

●本市の25～54歳の女性無業者における就業希望者は61.9%と、全国の55.8%、静岡県の57.8%と比較しても高くなっていますが、そのうち、実際の求職者は35.5%にとどまります。非求職者が求職しない理由として、「出産・育児のため」「家事のため」と答えた人の割合が高くなっています（図2-18）。そのため、女性の就職・再就職支援には、子育てや介護等に関わる女性の負担を軽減する取組が必要です。

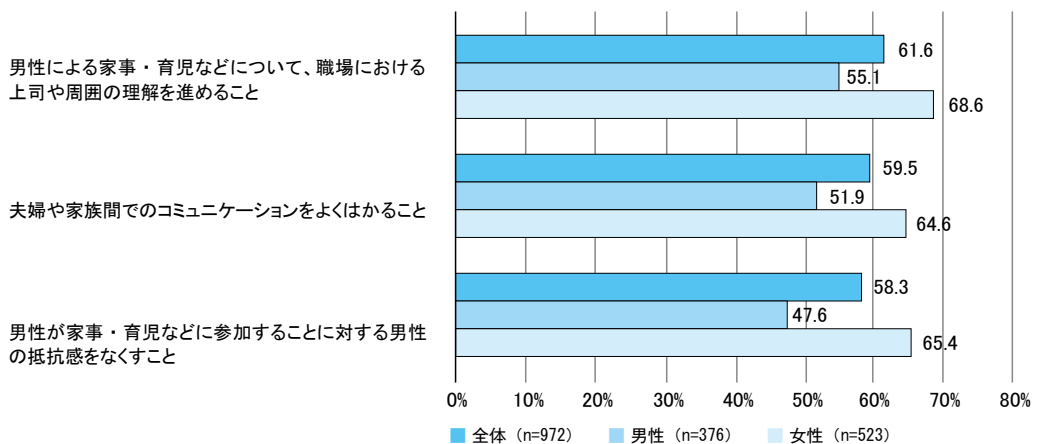
●同意識調査においては、家事時間の平均が、既婚男性 1 時間45分に対し、既婚女性は 5 時間24分となっています。平成30年度と令和3年度の調査結果を比較すると、令和3年度の調査では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて男女ともに在宅勤務が普及したためか、家事時間は男女共に増えたものの、男女による家事負担の割合はほぼ変わらず、家事時間には依然として大きな男女差があります。特に子育ての中心的な世代である30代では、既婚男性平均 1 時間50分に対し、既婚女性が平均 7 時間24分と 4 倍近い差がある状況です。労働の場における男女共同参画を実現するため、男性の家事・子育て・介護への参画促進の取組が引き続き求められています。

●同意識調査では、男性が家事・育児・介護等に積極的に参加していくために必要なこととして、「男性の家事・育児などに参加することに対する男性の抵抗感をなくすこと」と回答した方の割合が、「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」や「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」に次いで上位に入りました（図2-19）。社会生活において、男性が家事・子育てなどに参加しにくい雰囲気を変える取組により、男性の抵抗感を減らしていくことが求められます。



出典：総務省統計局「平成29年就業構造基本調査結果」

図2-18 25～54歳の女性無業者における非求職者の非求職理由



出典：静岡市男女共同参画課「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査」

図2-19 今後、男性が家事、育児、介護等に積極的に参加していくために必要なこと（上位3項目）

成果指標			
項目	現 状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
25～44歳女性の有業率	77.3% (H29年度)	83%	85%

主な取組
<p><b>(1) 雇用における男女の機会均等及び公正な待遇の確保の推進</b></p> <p>募集・採用や配置・昇進などの雇用の場において、労働者が性別により差別的取扱いを受けることなく、その能力を発揮する機会と公正な待遇が確保されるよう努めます。</p> <p>▶具体的な事業：労働実態調査（市民局・経済局）</p>
<p><b>(2) 労働の場におけるハラスメント防止対策の推進</b></p> <p>セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に基づくジェンダーハラスメント等を防止するため、事業者への啓発を進めます。</p> <p>また、ハラスメントが生じた際の対応策として、ハラスメント対策のための相談窓口設置が義務づけられたことを事業者へ周知するほか、被害者が利用できる外部相談窓口を市民に向けて周知します。</p> <p>▶具体的な事業：静岡市建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動（建設局） 労働問題や再就職に関する相談の実施（経済局）</p>
<p><b>(3) 農林水産業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性が能力を発揮できる環境の整備</b></p> <p>家族経営における固定的な性別役割分担によって、労働・家事・子育て・介護等の負担が女性に集中する傾向があるため、女性の処遇改善に向けた啓発や、女性の労働が適正に評価されるよう、労働環境の整備促進に努めます。</p> <p>▶具体的な事業：家族経営協定※の締結促進（経済局） 地場産業後継者育成事業の実施（経済局）</p>
<p><b>(4) 非正規雇用労働者の正規への転換等を含めた待遇改善への支援</b></p> <p>企業等に対してキャリアアップ助成金等を周知するとともに、非正規雇用労働者の能力開発を支援して、非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換を推進します。</p> <p>また、非正規雇用を選択したとしても、雇用の安定や待遇が改善されるよう、非正規雇用労働者及び事業者に対し、パートタイム・有期雇用労働法や非正規雇用労働者の育児・介護休業の法制度の内容について周知し、法令が遵守されるよう注視します。</p> <p>▶具体的な事業：（新）企業等に対するキャリアアップ助成金等の周知（市民局・経済局） （新）非正規雇用労働者に対する法制度に関する周知（市民局・経済局）</p>



**（5）女性の就職・再就職・起業への支援**

女性の経済的自立を支援すべく、就職や再就職を希望する女性を対象に相談や学習の機会の提供、職業紹介を実施します。また、男女共同参画の視点を理解したうえで、希望に応じた働き方が選択できるよう、多様なロールモデルを可視化したり、就職・再就職希望者のニーズに応じた支援を行います。

▶具体的な事業：女性の就労を支援する学習機会の提供（市民局）

**（6）労働の場における女性のキャリア形成及び能力発揮への支援**

働く場において、女性が能力を発揮できるよう、ロールモデルの紹介や、働く女性同士の交流の場を設け、ネットワークづくりを支援します。

▶具体的な事業：建設業で活躍したい女性への支援（建設局）

育休復帰支援講座（ママきらっ☆カフェ）の実施（子ども未来局）

**（7）男性の家事・子育て・介護への参画促進**

女性に偏った家事・子育て・介護の負担を軽減するため、男性に向けた家事・子育てのノウハウやロールモデルなどの情報の発信、父親同士の交流の機会を設けることなどにより、男性の家事・子育て・介護への参画を阻む固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行等の見直しに取り組みます。

また、男性も家事・子育て・介護に携わることを前提に、イベント・事業の企画をすることや、男性トイレへのベビーベッドの設置等、男性が子育て等に参画しやすくなるインフラの整備を検討します。

▶具体的な事業：子育てパパトーク事業の実施（子ども未来局）

男性の家事・子育て・介護等推進のための講座の開催（市民局）（再掲）

## 基本目標9 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

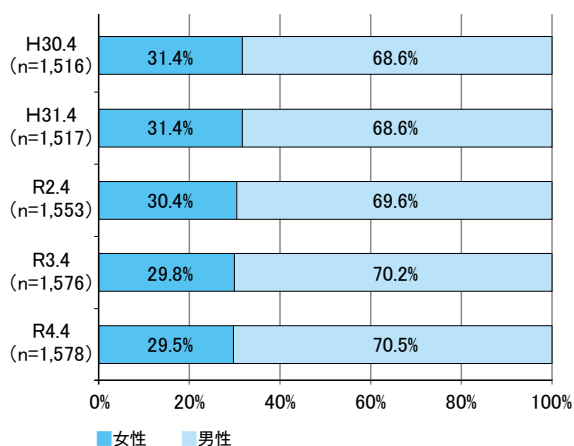
### 目標の方向性

持続可能な社会の実現には、政策・方針決定において多様な視点を取り込むことが不可欠です。そのため、市の政策・方針決定や、事業者及びさまざまな団体等社会のあらゆる分野における政策・方針決定に、女性が参画できるよう、女性の登用を積極的に進めます。

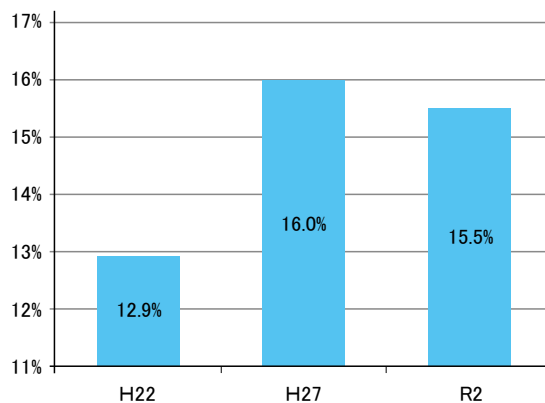
### 現状と課題

●市の審議会等の女性委員の割合は、第3次男女共同参画行動計画期間中40%を目標としていましたが、令和4年4月現在で、29.5%と依然として低い状況にあります（図2-20）。また、市議会の女性議員割合も令和4年8月現在6.3%となっています。様々な社会的要因によって、政治・行政分野をはじめとする多くの分野において女性の参画は十分に進んでいません。

●管理的職業従事者に占める女性の割合も、令和2年度の国勢調査で15.5%となっており、まだまだ女性の積極的登用がなされているとは言い難いのが実情です（図2-21）。こういったことから、市が率先して女性の参画を拡大する積極的な取組を進めるとともに、企業等における女性の参画拡大を支援することが必要です。同時に、そのための下地づくりとして、女性の人材育成を継続的に充実させる必要があります。



出典：男女共同参画・人権政策課調べ



出典：総務省「国勢調査」

図2-20 市の審議会委員に占める女性の割合

図2-21 管理的職業従事者に占める女性の割合

## 成果指標

項目	現 状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
市の審議会等における女性委員の割合	29.5% (R4年度)	40%	40% 以上
管理的職業従事者に占める女性の割合	15.5% (R2年度)	30%	30% 以上

## 主な取組

**(1) 市における女性職員の積極的登用**

市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、市役所や市教育委員会などにおける女性職員の管理職への積極的登用を進めていくとともに、研修の充実などにより女性が管理職を目指しやすい環境づくりを継続して進めます。

- ▶ 具体的な事業：女性職員の管理職・監督職への登用促進（総務局）  
女性教員の管理職への登用促進（教育委員会事務局）

**(2) 市審議会等への女性のさらなる参画促進**

市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、幅広い分野から多様な人材に関する情報を収集・整理するとともに、各審議会の委員構成の見直しや充て職の要件の緩和等により、各種審議会等委員への女性の登用を進めます。

- ▶ 具体的な事業：市審議会等への女性の参画促進（全部局）  
審議会等への女性の登用状況調査（市民局）

**(3) 事業者における女性の積極的登用及び管理職就任を可能とする環境づくりの推進**

事業者における方針決定過程へ女性が参画できるよう、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）※の周知をするほか、根強く残る固定的な性別役割分担意識を払しょくし、誰でもリーダーを目指しやすい環境とするため、アンコンシャス・バイアスに関する意識啓発等を行います。

- ▶ 具体的な事業：女性の活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定（経済局）  
男女共同参画推進企業への建設工事に係る入札制度における優遇措置導入検討（財政局、建設局）

**(4) 女性の人材を育成する施策の充実**

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画できるよう、多様な能力を養成するため、学習機会や情報提供の充実に努めます。

- ▶ 具体的な事業：女性のための支援者養成講座の実施（市民局）（再掲）  
女性学級の実施（市民局）

## 第4章 計画の推進

計画を着実に実施し、ジェンダー平等の実現と男女共同参画の推進を実行性のあるものとするため、次のような体制を整えます。

### 1 計画を推進する体制の整備

#### (1) 男女共同参画推進会議

「静岡市男女共同参画推進会議（会長：市長）」において、静岡市の男女共同参画の推進に関する施策にかかる重要事項について調査審議します。各部局間の関連施策の総合調整を図り、施策の着実な実施による計画の総合的な推進を図ります。

#### (2) 男女共同参画推進員

全所属長を推進員として任命し、全庁的取組を推進します。

#### (3) 男女共同参画に関する職員研修の充実

男女共同参画の視点を養う職員研修を実施します。

#### (4) 男女共同参画審議会

条例第24条に基づく、市の附属機関である「静岡市男女共同参画審議会」において、市長の諮問に応じて計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議します。

#### (5) 男女共同参画に関する苦情・相談への対応

男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情については「静岡市男女共同参画審議会」が、性別による差別した取り扱い等に関する相談については「静岡市男女共同参画専門相談委員」が必要に応じて対応します。

#### (6) 国・県等関係機関との連携

ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けて、国・県等関係機関との連携につとめます。

### 2 市民参画による推進体制と拠点の充実

#### (1) 市民参画の推進

静岡市自治基本条例や静岡市市民活動の促進に関する条例等に基づき、市は市民と協働して男女共同参画を推進していくとともに、団体・グループ、事業者、各種組織における男女共同参画を推進するための情報提供の充実につとめます。

#### (2) 男女共同参画を推進する拠点機能の充実

ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向け、市民が主体的に活動を展開する場として、また女性に対する支援となる相談事業を担う場として、「静岡市女性会館」の機能をさらに充実させます。

- ・活動団体への中間支援の実施
- ・ジェンダー平等・男女共同参画に関する各種事業の充実と対象別啓発プログラムの開発
- ・ジェンダー平等・男女共同参画に関する情報の収集と提供
- ・市民等との協働による事業の企画や実施
- ・市民団体・グループ等自主的活動への支援
- ・広域的事業の展開

### 3 計画の進捗状況の点検及び情報公開

計画の進捗状況を点検・評価するため、毎年、「進捗状況調査報告書」を作成します。  
また、点検・評価の結果を公表します。

### 4 計画の見直し

社会経済情勢の変化に対応するため、計画の中間年にあたる令和8年度を目途として、計画の見直しを行います。

## 5 計画の指標一覧

### 成果指標

基本目標	項目	数 値		
		現状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
基本目標 1	ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進			
	「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」というような男女の役割を分けて固定的に考えることについて反対する人の割合 (市民意識調査)	68.5% (R3年度)	80%	90%
基本目標 2 【重点目標】	ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実			
	中学校におけるジェンダー平等に関する啓発活動の実施割合 (男女共同参画・人権政策課調べ) ※R3年度の数値は、男女共同参画に関する啓発活動の実施割合	(参考) 44.2% (R3年度)	50%	60%
基本目標 3 【重点目標】	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶			
	DV相談窓口 (市役所・配偶者暴力相談支援センター) の周知度 (市民意識調査)	56.7% (R3年度)	70%	90%
	配偶者間における 「①身体的暴力 (平手で打つ)」「②経済的暴力 (家計に必要な生活費を渡さない)」「③社会的暴力 (他の異性 (同性愛者の場合は他の同性) との会話を許さない)」「④精神的暴力 (「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」と言う)」を暴力として認識する市民の割合 (市民意識調査)	① 76.9% ② 75.3% ③ 57.5% ④ 71.0% (R3年度)	① 90% ② 80% ③ 70% ④ 80%	① 100% ② 90% ③ 80% ④ 90%
基本目標 4	性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障			
	「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という用語を知っている 20～50代の人々の割合 (計画中間見直し時市民意識調査予定)	(参考) 静岡県: 16.7% (R3年度、全年代)	30%	50%
	①子宮頸がん ②乳がんの検診受診率 (健康づくり推進課調べ)	①52.9% ②39.6% (R3年度)	静岡市がん対策推進計画見直し(R5)に合わせ設定予定	静岡市がん対策推進計画見直し(R5)に合わせ設定予定

基本目標	項目	数 値		
		現状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
基本目標5	困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備			
	ひとり親家庭（①母子世帯②父子世帯）の親の非正規就業率（国勢調査）	①51.5% ②15.0% (R2年度)	① 48% ② 12%	① 45% ② 10%
	「静岡市は困難な問題を抱える人（高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭、外国にルーツを持つ人、性的少数者など）に対する支援が充実している」と思う人の割合	令和5年度に調査予定 (参考)「静岡市はセーフティネットが整備されているまち」だと思う人の割合 39.3% (R4年度)	調査実施後、目標値を設定	調査実施後、目標値を設定
基本目標6 【重点目標】	地域における男女共同参画の実現			
	自治会・町内会の役員に占める女性の割合（男女共同参画・人権政策課調べ）	16.4% (R4年度)	20%	20%以上
基本目標7 【重点目標】	男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現			
	週就業時間50時間以上の雇用者の割合（就業構造基本調査）	男性：35.6% 女性：12.1% 男女計：26.5% (H29年度) 参考値：49時間以上	男女計：20%	男女計：20%以下
基本目標8	労働の場における男女共同参画の実現			
	25～44歳女性の有業率（就業構造基本調査）	77.3% (H29年度)	83%	85%
基本目標9	政策・方針決定の場への女性の参画拡大			
	市の審議会等における女性委員の割合（男女共同参画・人権政策課調べ）	29.5% (R4年度)	40%	40%以上
	管理的職業従事者に占める女性の割合（国勢調査）	15.5% (R2年度)	30%	30%以上

## モニタリング指標

項目	現状値
社会における女性の活躍状況について、国際機関が各国を順位づけしていることを知っている人の割合（ジェンダー・ギャップ指数）（市民意識調査）	47.3% (R3年度)
LGBTQなど性的少数者の認知度（言葉と意味を両方知っている人の割合）（市民意識調査）	45.8% (R3年度)
各区女性相談 DV相談件数（福祉総務課調べ）	277件 (R3年度)
女性会館相談室 DV相談件数（男女共同参画・人権政策課調べ）	408件 (R3年度)
自殺による死亡率（精神保健福祉課調べ） （自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数）	14.6 (R3年度)
地方防災会議における女性の割合（危機管理総室調べ）	8.9% (R4年度)
自治会・町内会の三役に占める女性の割合（男女共同参画・人権政策課調べ）	会 長：3.9% 副会長：15.3% 会 計：30.7% (R4年度)
PTA会長に占める女性の割合（男女共同参画・人権政策課調べ）	16.7% (R4年度)
週就業時間60時間以上の雇用者の割合（就業構造基本調査）	男 性：14.8% 女 性：3.4% 男女計：10.4% (H29年度)
「職場」における男女の平等感（平等であると感じる割合）（市民意識調査）	28.1% (R3年度)
放課後児童クラブ待機児童数（子ども未来課調べ）	30人 (R4年度)
男性の育児休暇取得率（静岡県雇用管理状況調査）	13.7% (R3年度)
30代女性の正規雇用労働者率（国勢調査）	55.9% (R2年度)
常用雇用に占める介護を理由として離職した人の割合（静岡県雇用管理状況調査）	男 性：0.06% 女 性：0.11% 男女計：0.08% (R2年度)

モニタリング指標は、本計画に関連して、男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で重要な各種指標であり、同計画の具体的施策を着実に実施することによって男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、その推移を定期的にフォローアップするために設定しています。



## 第5章 参考資料

### 審議経過

年月日	会議等	内容
令和3年度		
令和3年11月9日	令和3年度第2回男女共同参画審議会	第4次静岡市男女共同参画行動計画等について市長から諮問
令和3年11月22日	令和3年度第2回男女共同参画推進会議	第4次行動計画等の策定について (諮問の報告)
令和4年1月26日 ～31日	令和3年度第1回男女共同参画推進会議 幹事会議・担当国会議	第4次行動計画策定に向けた第3次行動計画の評価と課題について
令和4年2月15日	令和3年度第3回男女共同参画審議会	第4次行動計画策定に向けた第3次行動計画の評価・課題と策定の方向性について
令和4年3月18日	令和3年度第3回男女共同参画推進会議	第4次行動計画策定に向けた第3次行動計画の評価・課題と策定の方向性について
令和4年度		
令和4年6月3日	令和4年度第1回男女共同参画審議会	第4次行動計画の骨子案について
令和4年7月6日 ～12日	令和4年度第1回男女共同参画推進会議 幹事会議・担当国会議	第4次行動計画の骨子案の概要について
令和4年7月22日	令和4年度第2回男女共同参画審議会	第4次行動計画の骨子案、答申案について
令和4年8月19日	令和4年度第1回男女共同参画推進会議	第4次行動計画の骨子案の概要について
令和4年8月30日	令和4年度第3回男女共同参画審議会	第4次行動計画の答申案について
令和4年9月21日	答申	男女共同参画審議会から市長に対して答申
令和4年11月21日	令和4年度第2回男女共同参画推進会議	第4次行動計画の計画案について
令和4年11月24日 ～12月2日	令和4年度第2回男女共同参画推進会議 幹事会議・担当国会議	第4次行動計画の成果指標案について
令和4年12月7日 ～令和5年1月6日	市民意見公募	計画案に対するパブリックコメント
令和4年12月13日	令和4年度第4回男女共同参画審議会	第4次行動計画の成果指標案について
令和5年1月6日 ～13日	令和4年度第3回男女共同参画推進会議	第4次行動計画の成果指標案について

静岡県男女共同参画審議会委員名簿（五十音順、敬称略）

任期：令和3年6月23日から令和5年6月22日まで

委員名	推薦団体・所属等	備考
葦名 ゆき	静岡県弁護士会 (日出町法律事務所)	
天野 育子	市民委員	
岩瀬洋一郎	一般社団法人 静岡県経営者協会 (しずおか焼津信用金庫 理事 人事部長)	
岡本 駿也	静岡地域労働者福祉協議会 (鈴与職員労働組合 書記長)	
川島 徹也	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 地域福祉部長	
小長谷 忍	静岡市校長会 (静岡市立由比中学校 校長)	令和4年3月31日まで
齋田 麗子	市民委員	
坂巻 静佳	静岡県立大学 国際関係学部 国際関係学科 准教授	会長
杉山 昌之	静岡市校長会 (静岡市立清水第六中学校 校長)	令和4年4月1日から
田中 志保	市民委員	
田中 卓也	市民委員	
藤田 景子	静岡県立大学 看護学部 看護学科 教授	
松尾由希子	静岡大学 教職センター 准教授	副会長
松下 光恵	NPO法人男女共同参画フォーラムしずおか 代表理事	
松永 彩英	市民委員	
松林三樹夫	メンズ・サポート・しずおか	

## 用語の解説

(50音順)

## あ行

## ■アンコンシャス・バイアス（unconscious bias／無意識の思い込み）

誰もが潜在的に持っている思い込みのことです。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていくます。

例：性別、世代、学歴などで、相手を見ること

「性別」で任せる仕事や、役割を決めていること

（参考元：第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）、内閣府男女共同参画局広報誌「共同参画」No144）

## ■M字カーブ

日本の女性の労働人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられます。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつあります。

（参考元：第5次男女共同参画基本計画）

## ■L字カーブ

日本の女性の正規雇用労働者比率を年齢階級別にグラフ化したとき、20代後半でピークを迎えた後、低下を続ける様子がアルファベットのLのような形になることをいいます。

## ■LGBTQ

LGBTQとは、Lesbian（レズビアン、性自認が女性で、恋愛・性愛の対象が女性の人）、Gay（ゲイ、性自認が男性で、恋愛・性愛の対象が男性の人）、Bisexual（バイセクシュアル、恋愛・性愛の対象が男性・女性両方の人）、Transgender（トランスジェンダー、出生時の性とは異なる性自認の人）、Questioning（クエスチョニング、性自認や性的指向が明確でない人）やQueer（クィア、「からだの性が自認する性と同じ人かつ異性愛」以外のセクシュアリティ全般）やの頭文字をとった言葉で、性的少数者を表す総称としてよく使われます。

（参考元：静岡市発行「性の多様性に関する企業ガイドライン」）

## ■エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけることです。

（参考元：第5次男女共同参画基本計画）

## か行

### ■外国にルーツを持つ人

国籍にかかわらず、両親またはそのどちらかが外国出身者である人のことです。

### ■家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことです。

(参考元：第5次男女共同参画基本計画)

### ■固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

(参考元：第5次男女共同参画基本計画)

## さ行

### ■JKビジネス

女子高校生等を商品化し、青少年の性を売り物とする営業のことをいいます。

### ■ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

(参考元：第5次男女共同参画基本計画)

### ■ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年公表する、各国における男女格差を測る指数のことです。経済分野、教育分野、政治分野、健康分野のデータから算出されます。

(参考元：第3次静岡県男女共同参画基本計画)

### ■ジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence：GBV）

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によれば、GBVは以下の5つに分類することができます。

- ①性的搾取・虐待（sexual exploitation and abuse：SEA）を含む「性暴力」
- ②殴る蹴る等の「身体的暴力」
- ③言葉やいじめによる「心理的暴力」
- ④女性性器切除（female genital mutilation／cutting：FGM／C）等の「身体に有害とされる伝統的慣習（harmful traditional practice）」
- ⑤社会的疎外や貧困といった「社会的・経済的暴力」

## ■ジェンダー平等

性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めていくことをいいます。

(参考元：内閣府資料「みんなで目指す！SDGs×ジェンダー平等」)

## ■持続可能な開発目標（SDGs）

平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals：SDGs）を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女性のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされています。

(参考元：第5次男女共同参画基本計画)

## ■性のあり方

性のあり方は誰もが持っているもので、セクシュアリティとも言われ、主に4つの要素「①性自認(このころの性) ②性的指向(好きになる性) ③性表現(表現する性) ④からだの性」で成り立っています。各要素は様々で、また組合せも様々であるため、一人ひとりの性のあり方は多様で、その広がりには虹のようなグラデーションで表現されます。

(参考元：静岡市発行「にじいろBOOKしずおか」)

## ■セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

(Sexual and Reproductive Health and Rights：SRHR =性と生殖に関する健康と権利)

セクシュアル・ヘルスとは、自分の「性」に関することについて、心身ともに満たされて幸せを感じられ、またその状態を社会的にも認められていることです。

リプロダクティブ・ヘルスとは、妊娠したい人、妊娠したくない人、産む・産まないに興味も関心もない人、アセクシャルな人（無性愛、非性愛の人）問わず、心身ともに満たされ健康にいられることです。

セクシュアル・ライツとは、セクシュアリティ「性」を、自分で決められる権利のことで、自分の愛する人、自分のプライバシー、自分の性的な快楽、自分の性のあり方（男か女かそのどちらでもないか）を自分で決められる権利のことで、

リプロダクティブ・ライツとは、産むか産まないか、いつ・何人子どもを持つかを自分で決める権利のことで、妊娠、出産、中絶について十分な情報を得られ、「生殖」に関するすべてのことを自分で決められる権利のことで、

## た行

### ■デートDV

交際相手（別れた相手も含む）からの身体的・性的・精神的・経済的な暴力のことです。

## は行

## ■包括的性教育

生殖器官や妊娠についての知識だけでなく、性交・避妊・ジェンダー・人権・多様性・人間関係・性暴力の防止等を含めた教育のことをいいます。

## ■ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます（男女共同参画社会基本法第2条第2号）。また、同法第8条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定しています。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクション（積極的改善措置）の導入が必要となります。

（参考元：第5次男女共同参画基本計画）

## ま行

## ■メディア・リテラシー

メディアがもたらす情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力を、構成要素とする複合的な能力のことをいいます。

（参考元：第5次男女共同参画基本計画）

## わ行

## ■ワーク・ライフ・バランス

仕事をもつ人が、やりがいをもって働きながら、家庭や地域においても充実した生活を送り、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できることです。

## 静岡市男女共同参画推進条例

平成15年4月1日

条例第112号

改正 平成16年12月22日条例第98号

平成19年12月12日条例第90号

平成26年12月12日条例第139号

### 目次

前文

第1章 総則（第1条—第15条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策  
（第16条—第23条）

第3章 静岡市男女共同参画審議会  
（第24条—第31条）

第4章 雑則（第32条）

附則

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けては、昭和50年の国際婦人年から今日まで、世界では国際連合を中心として、女性に対する差別をなくす目的で作られた女子差別撤廃条約が採択されるなど、積極的な取組が行われてきました。

日本でも、男女が公平な労働条件の下で働くことを目指した男女雇用機会均等法や男女が平等な立場で生活することを旨とした男女共同参画社会基本法が制定されるなど、男女平等を実現するための法律や制度がしだいに整備されてきました。

私たちのまち静岡市でも、女性行動計画や男女共同参画推進計画を策定するとともに、女性会館を開館するなど女性政策を推進し、男女が平等な立場で、いきいきと生活できる社会づくりに向けて努力をしてきました。

こうした様々な取組にもかかわらず、性別で役割をきめつけてしまう考え方や、これに基づく社会のしきたりには根強いものがあり、多くの市民が不平等だと感じています。男女がお互い人として、どう生き、どう働くかを自由に決めることができ、互いに尊重しあう質の高い豊かな生活を送るためには、男女があらゆる分野で共に参画していくことが欠くことのできない緊急の課題となっています。

こうした世の中の動きを踏まえ、静岡市では一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会づくりに、自分たちの暮らす地域全体で取り組んでいくために、市民の参画により、この条例を制定します。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに男女共同参画に関する基本施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある男女平等な社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(4) 市民 市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。

(5) 事業者 個人又は法人にかかわらず、市内において事業を行うすべてのものをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が人としての尊厳が重んぜられること、直接又は間接にかかわらず性別により差別した取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、人権侵害である男女間の身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の自由な活動の選択を妨げることをないよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保)

第5条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が社会の対等な構成員として、市、事業者その他団体における政策又は方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されなければならない。

(家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立)

第6条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動を行うことができるようにしなければならない。

(世界的視野の下での男女共同参画)

第7条 男女共同参画の推進は、世界の国々で取り組むべき目標であると認識し、広く世界に向けた視野の下に、積極的に行われなければならない。

(男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮)

第8条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、互いの性を尊重するとともに、妊娠、出産その他の生殖と性に関し、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、第3条から前条までに規定する男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画



- の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施するとともに、その他の施策についても、男女共同参画の視点に立って実施する責務を有する。
- 2 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施に当たっては、財政上の措置及び実施体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画を率先して推進し、当該推進に当たっては、市民及び事業者と連携し、及び協力するとともに、市民及び事業者が男女共同参画の推進のために行う活動の支援に努めるものとする。
- （市民の責務）
- 第10条 市民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度及び慣行を改善し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進するよう自ら努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。
- （事業者の責務）
- 第11条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業生活と家庭生活における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、就労者に対し、就労に関して男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。
- （性別による権利侵害の禁止）
- 第12条 何人も、あらゆる場において、性別により差別した取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力行為を行ってはならない。
- （地域における男女共同参画の実現）
- 第13条 何人も、地域における団体の活動において、男女共同参画の実現を図るよう努めなければならない。
- （教育の場における男女共同参画の推進）
- 第14条 何人も、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。
- （公衆に表示する情報の表現への配慮）
- 第15条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力行為を助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう努めなければならない。
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策
- （行動計画）
- 第16条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進のための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定する。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を推進するために必要な事項

3 市長は、行動計画の策定に当たっては、第24条の静岡市男女共同参画審議会へ諮問し、かつ、市民の意見を聴かなければならない。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(進ちょく状況の公表)

第17条 市長は、各年度における行動計画の進ちょく状況を公表するものとする。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画推進施策を策定し、かつ、実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(情報提供及び広報活動)

第19条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるために、あらゆる機会を通じて、情報を提供し、及び広報活動を行うよう努めるものとする。

(研究機関等との連携等)

第20条 市は、男女共同参画を推進するため、研究機関及び教育機関と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画を推進するため、民間の団体と連携し、及び協力するとともに、当該民

間の団体が男女共同参画の推進のために行う活動を支援するよう努めるものとする。

(家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立支援)

第21条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の社会における活動を両立することができるようその支援に努めるものとする。

(事業者からの報告)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求めるとともに、助言することができる。

2 市長は、前項の報告により把握した状況について公表することができる。

(苦情及び相談への対応)

第23条 市は、市民又は事業者からの、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情及び性別により差別した取扱い等に関する相談に対し、関係機関と連携を図り、適切に対応するよう努めるものとする。

### 第3章 静岡市男女共同参画審議会

(設置)

第24条 男女共同参画を円滑に推進するため、静岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第25条 審議会は、第16条第3項の規定による諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第26条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第27条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験がある者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第28条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長は、審議会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第29条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

(委任)

第31条 この章に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 第4章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月22日条例第98号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月12日条例第90号) 抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月12日条例第139号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 静岡市女性会館条例

平成15年4月1日

条例第113号

改正 平成16年12月22日条例第86号

平成17年9月28日条例第100号

平成18年10月16日条例第108号

平成20年3月21日条例第26号

平成21年3月13日条例第15号

平成26年3月20日条例第19号

平成31年3月20日条例第16号

(設置)

第1条 静岡市は、女性を取り巻く諸問題に関する学習及び活動の振興を図るため、次の施設を設置する。

名 称	位 置
静岡市女性会館	静岡市葵区東草深町3番18号

(事業)

第2条 静岡市女性会館（以下「女性会館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 講座、教室等の開設に関する事。
- (2) 交流及び諸活動の指導及び助言に関する事。
- (3) 図書、資料等の収集、整理及び利用に関する事。
- (4) 相談に関する事。
- (5) 女性会館の施設、設備等の利用に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(利用時間)

第3条 女性会館の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、第17条の規定による指定を受けて女性会館の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第4条 女性会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 毎月の第2月曜日及び第4月曜日
  - (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
- (利用の許可)

第5条 別表第1及び別表第2に掲げる施設、特殊器具等（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。

(4) 主として営利を図ることを目的として利用するおそれがあると認めるとき。

(5) 建物及び附属設備を損傷するおそれその他管理上支障があると認めるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(優先利用)

第7条 施設等を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、施設等を優先して利用することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業を行うために利用するとき。

(2) 公共的団体が公益事業を行うために利用するとき。

(3) 第1条に規定する設置目的のための活動を行う団体として市長が認める団体が当該活動を行うために利用するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の納付)

第8条 第5条第1項の規定による施設等の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、当該使用料の納付に当たり、市長が特別の理由があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

(使用料の減額又は免除)

第9条 市長は、第1条に規定する設置目的のための活動その他生涯学習活動又は公益のために利用する場合で、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰すことができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 利用しようとする日前3日までに利用の許可の取消しを申し出て、市長が特別の理由があると認めるとき。

(特別の設備等)

第11条 利用者は、女性会館に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の目的の変更等の禁止)

第12条 利用者は、施設等の利用の目的を指定管理者の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反

したとき。

- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要があると認めるとき。

(入館の制限)

第14条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、女性会館への入館を拒否し、又は女性会館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 女性会館の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当であると認めるとき。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、女性会館の利用が終わったとき、又は第13条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは前条の規定により退館を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 女性会館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 女性会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定によ

り、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第18条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第19条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するものうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画が女性会館の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が女性会館の効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第20条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 女性会館の利用の許可に関すること。
- (3) 女性会館の施設及び設備の維持管理に関す

ること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第22条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市女性会館条例（平成4年静岡市条例第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年12月22日条例第86号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日条例第100号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月16日条例第108号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、第17条を第23条とし、第16条の次に6条を加える改正規定（第17条及び第22条に係る

部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月21日条例第26号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 改正後の静岡市女性会館条例（平成15年静岡市条例第113号）別表第1及び別表第2の改正規定は、この条例の施行の日以後に施設等の利用の許可を受けた者から適用し、同日前に施設等の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月13日条例第15号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市女性会館条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料について適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年10月12日条例第97号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市女性会館条例



(以下「新条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく静岡市女性会館の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

別表第1（第8条関係）

施設使用料

室名	位置	収容人員	様式	第1条の設置目的のための活動その他生涯学習活動のために利用する場合の使用料						その他の場合の使用料					
				午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
第11集会室	1階	14人	洋室	340円	470円	520円	770円	900円	1,260円	710円	950円	1,050円	1,560円	1,810円	2,530円
第12集会室	1階	14人	洋室	350円	480円	520円	790円	910円	1,280円	730円	970円	1,050円	1,600円	1,830円	2,570円
第21集会室	2階	12人	洋室	330円	460円	500円	750円	860円	1,220円	690円	930円	1,010円	1,510円	1,740円	2,450円
第22集会室	2階	18人	洋室	340円	470円	520円	770円	900円	1,260円	710円	950円	1,050円	1,560円	1,810円	2,530円
第41集会室	4階	54人	洋室	750円	1,010円	1,100円	1,610円	1,960円	2,620円	1,510円	2,040円	2,220円	3,240円	3,940円	5,250円
第42集会室	4階	22人	洋室	380円	520円	560円	860円	990円	1,400円	790円	1,050円	1,140円	1,740円	2,000円	2,800円
第43集会室	4階	20人	洋室	350円	480円	530円	790円	920円	1,290円	730円	970円	1,070円	1,600円	1,850円	2,590円
第44集会室	4階	20人	洋室												
第45集会室	4階	36人	洋室	550円	740円	780円	1,190円	1,380円	1,940円	1,120円	1,490円	1,580円	2,400円	2,760円	3,900円
子ども室	1階	30人	洋室	570円	770円	800円	1,240円	1,430円	2,020円	1,160円	1,560円	1,620円	2,510円	2,870円	4,050円
ギャラリー	2階	-	-	310円	420円	480円	700円	810円	1,150円	640円	860円	970円	1,410円	1,640円	2,300円
軽運動室	2階	30人	洋室	740円	1,000円	1,080円	1,590円	1,940円	2,590円	1,490円	2,020円	2,200円	3,200円	3,900円	5,190円
料理実習室	2階	32人	洋室	820円	1,100円	1,170円	1,770円	2,120円	2,860円	1,660円	2,210円	2,360円	3,560円	4,260円	5,720円
研修室	4階	96人	洋室	1,170円	1,570円	1,700円	2,530円	3,000円	4,090円	2,360円	3,150円	3,420円	5,090円	6,030円	8,190円
和室5	4階	20人	和室	530円	720円	760円	1,150円	1,340円	1,880円	1,070円	1,450円	1,540円	2,320円	2,680円	3,780円

## 備考

- 1 料理実習室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。
- 2 子ども室を女性会館の他の施設又は静岡市葵生涯学習センターの施設の利用に伴い、保育室として利用する場合には、当該保育室として利用する間の子ども室の使用料は、無料とする。

## 別表第2（第8条関係）

## 特殊器具等使用料

区 分	数量単位	使用単位	使用料
調理台（附属器具を含む。）	1台	1回	220円
視聴覚研修システム	一式	1回	1,100円
女性会館の設備以外の機器、器具等を使用するため電気又はガスを使用する場合			電気又はガスの使用量に応ずる実費相当額

## 備考

- 1 使用単位1回の使用時間は、4時間以内とする。
- 2 調理台の使用料には、燃料費を含むものとする。

## 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推

進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わ

れなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女

共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、

必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審

議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。



## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等  
（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条  
—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第

五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の

ための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴

力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県

警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その

生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事

項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の

効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五

歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでな

い。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イ

から二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられていると

きは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）



第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護

命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、

被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護

（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の

表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規

定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）  
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定  
公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づい

て必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表  
（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重

点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勧案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勧案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項  
二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる

事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般



事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、

商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下

「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を

行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第

四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関す

る調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状

況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表  
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生

活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との

両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役

務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推

進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定

める。

## 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者

は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十條第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らし

た者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄  
(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にか

かわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第一四号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二

号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働



者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改

正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困

難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の

役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法

律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、こ

の条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

#### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

#### 第2部

#### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

#### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

#### 第3部

#### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含

む。）を享受する機会

#### 第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益

の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適切な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第4部

##### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

##### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女

の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第5部

##### 第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会



が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機

関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

#### 第6部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあて

た書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### 第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いず

れの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## 男女共同参画関連年表

西暦	年号	世界の動き	国の動き	静岡市の動き ▽旧静岡市 △旧清水市
1975	昭和50	◇国際婦人年 ◇メキシコシティで国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）が開催。平等・開発・平和を目標にした「世界行動計画」を採択 ◇国連総会で76年から85年を「国連婦人の10年」と決定	◇総理府に婦人問題企画推進本部（本部長内閣総理大臣）及び婦人問題企画推進会議を設置 ◇総理府婦人問題担当室を設置	
1976	昭和51		◇戸籍法改正（離婚後における婚氏続称制度の新設）	
1977	昭和52		◇「世界行動計画」を受けて初の「国内行動計画」を策定	
1979	昭和54	◇国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択		△清水市社会教育課内に婦人担当窓口を設置（担当1人） △第1次清水市婦人問題懇話会設置
1980	昭和55	◇コペンハーゲンで「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）開催	◇「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名	△清水市社会教育課内婦人担当窓口を婦人係に昇格（担当3人） △「婦人のための清水市計画」の策定に着手
1981	昭和56			△清水市婦人問題懇話会から清水市の婦人問題解決について91項目の報告書が提出
1982	昭和57			△「婦人のための清水市計画」を策定
1983	昭和58			▽静岡市教育委員会青少年課を婦人青少年課に改め婦人担当窓口を設置（担当1人）
1984	昭和59		◇国籍法及び戸籍法の改正（父系血統主義から父母両系血統主義へ）（配偶者の帰化条件の男女同一化）	
1985	昭和60	◇ナイロビで「国連婦人の10年」最終年世界会議（第3回世界女性会議）開催「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」を採択	◇「女子差別撤廃条約」を批推	
1986	昭和61		◇男女雇用機会均等法の施行	
1987	昭和62		◇「西暦2000年に向けての新国内計画」を策定（男女共同参画型社会の形成）	
1988	昭和63			▽静岡市婦人青少年課婦人担当窓口を婦人係に昇格（担当3人）
1989	平成元			▽国、県の計画に基づき「静岡市女性行動計画」の策定に着手
1990	平成2	◇国連（経済社会理事会）で「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択		△第5次清水市婦人問題懇話会から提言①女性活動拠点施設の整備②男女平等意識の啓発③女性の社会参加の促進④福祉の向上と健康づくり
1991	平成3		◇「西暦2000年に向けての新国内計画」の第1次改訂を実施（男女共同参画社会へ）	▽「静岡市女性行動計画～フレッシュプランしずおか」を策定 △「西暦2000年に向けての女性のための清水市計画」を策定

西暦	年号	世界の動き	国の動き	静岡市の動き ▽旧静岡市 △旧清水市
1992	平成4		◇育児休業法の施行 ◇婦人問題担当大臣を設置	▽「フレッシュプランしずおか実施計画」に基づき事業開始 ▽静岡市婦人青少年課を女性青少年課に婦人係を女性行政係に改称 ▽静岡市女性会館が開館（指導係を設置）
1993	平成5	◇国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択		▽静岡市教育委員会女性会館に女性青少年課から女性行政係が移設 ▽第1期フレッシュプランしずおか推進懇話会より提言①男性や若い世代への効果的な働きかけについて②高齢社会と男女共生について③政策・方針決定の場への女性の参加促進について
1994	平成6		◇総理府に男女共同参画室を設置 ◇内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置（行動計画スローガンは男女共同参画社会）	
1995	平成7	◇北京で第4回世界女性会議を開催「北京宣言」と「行動綱領」を採択	◇「ILO156号条約」批准 ◇育児・介護休業法公布	
1996	平成8		◇「男女共同参画2000年プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦2000年（平成12年）度までの国内行動計画」策定	▽静岡市教育委員会女性会館女性政策係が企画部国際・女性政策課へ所管替えし女性政策担当に、女性会館は国際・女性政策課課内室となる ▽第2期フレッシュプランしずおか推進懇話会より提言①社会的に保護者を支援する施策②男女共同参画社会を支える社会基盤の整備③意識改革について
1997	平成9			△清水市企画調整課内に女性政策推進室を設置し、「清水市男女共同参画計画」策定に着手 ▽第3期フレッシュプランしずおか推進懇話会を設置し、「静岡市女性行動計画」の改訂作業に着手
1998	平成10		◇特定非営利活動促進法の施行	
1999	平成11		◇改正男女雇用機会均等法の施行 ◇改正労働基準法の施行 ◇改正育児・介護休業法の施行 ◇男女共同参画社会基本法の施行 ◇少子化対策推進基本方針の策定	▽第3期フレッシュプランしずおか推進懇話会より提言 ▽「静岡市男女共同参画推進計画～しずおかパートナープラン」策定
2000	平成12	◇ニューヨークで女性2000年会議を開催「政治宣言」「成果文書」を採択	◇「男女共同参画基本計画」策定	△清水市企画調整課女性政策推進室を女性政策担当に改組 △「清水市男女共同参画計画～しみずステップアッププラン」を策定
2001	平成13		◇内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 ◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）一部施行	

西暦	年号	世界の動き	国の動き	静岡市の動き ▽旧静岡市 △旧清水市
2002	平成14		◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律完全施行 ◇改正育児・介護休業法施行 ◇少子化対策プラスワン策定	▽静岡市男女共同参画推進条例を施行
2003	平成15		◇少子化社会対策基本法の公布、施行 ◇次世代育成支援対策推進法の公布、施行	◇静岡市及び清水市が合併し新「静岡市」発足、企画部に男女共同参画課を設置 ◇男女共同参画推進条例を施行 ◇「男女共同参画行動計画」を策定
2004	平成16		◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正	◇男女共同参画行動計画の評価指標を策定
2005	平成17	◇ニューヨークで「北京+10」世界閣僚級会合を開催	◇「第2次男女共同参画基本計画」策定 ◇女性の再チャレンジ支援プランの策定	◇局制の導入により、総務局企画部男女共同参画課に改称
2006	平成18		◇男女雇用機会均等法の改正 ◇女性の再チャレンジプランの改定	
2007	平成19		◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正 ◇短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の改正 ◇仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針の策定	◇女性会館に指定管理者制度を導入 ◇機構改正により、総務局都市経営部男女共同参画課に改称
2008	平成20		◇「女性の参画加速プログラム」決定 ◇児童福祉法、次世代育成支援対策推進法改正	◇機構改正により生活文化局市民生活部男女共同参画課に改称 ◇「第2次静岡市男女共同参画行動計画」を策定
2009	平成21		◇育児・介護休業法改正	
2010	平成22	◇第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）開催（ニューヨーク）	◇「第3次男女共同参画基本計画」策定 ◇仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章、仕事と生活の調和促進のための行動指針改定	
2011	平成23	◇ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN Women）発足		
2012	平成24		◇「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	
2013	平成25		◇配偶者からの暴力の防止及び被害者（等）の保護に関する法律の改正	◇機構改正により生活文化局市民生活部男女参画・市民協働推進課に改称
2014	平成26			◇「静岡市DV防止基本計画」を策定

西暦	年号	世界の動き	国の動き	静岡市の動き
2015	平成27	◇第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）記念会合開催（ニューヨーク） ◇「国際持続可能な開発サミット」においてSDGs（持続可能な開発目標）が採択	◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）公布・施行（16年全面施行） ◇「第4次男女共同参画基本計画」策定	◇「第3次静岡市男女共同参画行動計画」を策定 ◇機構改正により市民局男女参画・多文化共生課に改称
2016	平成28		◇国の公共調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する指針を決定 ◇女性差別撤廃条約実施状況第7回・第8回報告に対する女性差別撤廃委員会の最終見解公表 ◇育児・介護休業法、男女雇用機会均等法改正	
2017	平成29		◇「働き方改革実行計画」決定 ◇厚生労働省「子育て安心プラン」公表	◇「静岡市女性活躍推進計画」を策定
2018	平成30		◇政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行 ◇労働施策総合推進法施行 ◇働き方改革関連法公布	
2019	平成31 令和元	◇G7男女共同参画担当大臣会合が開催され、「男女平等に関するパリ宣言」が取りまとめられる ◇G20大阪サミット「大阪首脳宣言」に「女性のエンパワーメント」に関する項目記載	◇働き方改革関連法施行 ◇女性活躍推進法改正 ◇DV防止法改正 ◇児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律公布	
2020	令和2	◇第64回国連女性の地位委員会（北京+25）記念会合開催（ニューヨーク）	◇性犯罪・性暴力対策の強化の方針を閣議決定、「性犯罪に関する刑事法検討会」を設置 ◇「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を設置 ◇「第5次男女共同参画基本計画」策定	◇機構改正により市民局男女共同参画課に改称 ◇「にじいろ成人式」初開催
2021	令和3		◇働き方改革関連法施行 ◇「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」公表	
2022	令和4		◇民法の一部改正（成年年齢が18歳へ） ◇女性活躍推進法改正 ◇困難な問題を抱える女性の支援に関する法律公布 ◇AV出演被害防止・救済法施行	◇機構改正により市民局男女共同参画・人権政策課に改称 ◇「静岡市パートナーシップ宣誓制度」開始 ◇静岡市女性会館開館30周年
2023	令和5			◇「第4次静岡市男女共同参画行動計画」を策定





## 第4次静岡市男女共同参画行動計画

令和5年3月発行

静岡市 市民局 男女共同参画・人権政策課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL 054-221-1349 FAX 054-221-1782